

始良市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和7年1月変更

令和3年12月

鹿児島県始良市

《目 次》

第 1	基本的な事項	
1	市の概況	1
2	人口及び産業の推移と動向	3
3	行財政の状況	6
4	地域の持続的発展の基本方針	8
5	地域の持続的発展のための基本目標	10
6	計画の達成状況の評価に関する事項	11
7	計画期間	11
8	公共施設等総合管理計画との整合	11
第 2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
1	現況と問題点	13
2	その対策	14
3	計画	16
第 3	産業の振興	
1	現況と問題点	18
2	その対策	21
3	計画	25
4	産業振興促進事項	30
5	公共施設等総合管理計画との整合	30
第 4	地域における情報化	
1	現況と問題点	31
2	その対策	31
3	計画	33
第 5	交通施設の整備、交通手段の確保	
1	現況と問題点	34
2	その対策	36
3	計画	38
4	公共施設等総合管理計画との整合	39

第 6	生活環境の整備	
1	現況と問題点	40
2	その対策	42
3	計画	44
4	公共施設等総合管理計画との整合	45
第 7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1	現況と問題点	46
2	その対策	48
3	計画	50
4	公共施設等総合管理計画との整合	54
第 8	医療の確保	
1	現況と問題点	55
2	その対策	55
第 9	教育の振興	
1	現況と問題点	56
2	その対策	58
3	計画	59
4	公共施設等総合管理計画との整合	61
第 10	集落の整備	
1	現況と問題点	62
2	その対策	62
3	計画	63
4	公共施設等総合管理計画との整合	64
第 11	地域文化の振興等	
1	現況と問題点	65
2	その対策	65
3	計画	66
第 12	再生可能エネルギーの利用の推進	
1	現況と問題点	67
2	その対策	67
3	計画	67

第 13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
1	現況と問題点	68
2	その対策	68
3	計画	69
4	公共施設等総合管理計画との整合	69
	事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展特別事業（再掲）	70

第 1 基本的な事項

1 市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

①自然的条件

始良市は、鹿児島湾奥部に位置し、南は鹿児島市、東は霧島市、西は薩摩川内市に接しており、面積は231.25 k m²（令和3年4月1日現在）、人口は76,541人（令和3年4月1日推計人口）で県内5番目の人口規模である。

旧蒲生町の面積は、81.29 k m²で、別府川、前郷川、田平川、西浦川、平田川の2級河川を中心に多くの準用河川があり、周囲の山々からしみ出る水は豊富で、渇水期においても水が枯れることはなく、稲作を中心とした農業を支える重要な水源となっている。

この豊かな自然のシンボルとして「蒲生のクス」があり、これは国から昭和63年に日本一の巨樹として認定され、この地区の観光振興のシンボルになっている。

②歴史的条件

「蒲生」の名は、日本後紀に「大隅国桑原郡蒲生駅と薩摩郡田尻駅と相距（へだて）る遙かに遠し云々」と今から1,200余年前に初めて歴史上に現れている。

当時、大隅、薩摩両国府を結ぶ幹線上の一拠点であり「蒲生院」とよばれ、地方行政の中心として発達したようである。

西暦1123年（保安4年）以降、蒲生氏の領有となり、その後、430年を経て蒲生氏は、島津氏に敗れ、「蒲生郷」は島津氏の直轄地として明治維新まで続いた。

その後、村制39年間を経た後、昭和3年11月1日に町制が施行され、平成22年3月23日に加治木町、始良町、蒲生町の3町合併による始良市誕生まで82年間続いた。

旧蒲生町の区域（以下「蒲生地区」という。）は、合併後も特例により過疎地域とみなされている。

③社会的条件

始良市は、県の中央部に位置し、薩摩半島と大隅半島の結末点にあることから、九州自動車道、国道10号やJR日豊本線が通り、鹿児島空港へ通じる主要地方道伊集院蒲生溝辺線や隣接する薩摩川内市等と結ぶ主要地方道川内加治木線（宮之城加治木線）なども整備され、さらに流通業を中心とする企業の立地もあることから、交通の要衝となっている。

また、県都鹿児島市に隣接する地勢的な好条件を活かし、都市部への通勤圏として更なる住環境の整備を行いつつ、企業誘致や地場産業の発展を支援し、雇用機会の増大を図る施策を講じている。その中で蒲生地区は、恵まれた自然条件や

文化財資源等を有効に活用し、観光開発を図ると同時に地域間交流等の推進など交流人口※の増加を図るべく民間活力を取り入れた施策を推進している。

その交流人口※増加策の一環として、江戸時代に薩摩藩が作った麓集落といわれる武家屋敷通りの石畳化や観光交流センターの設置が行われ、自然と歴史を一体化させた観光資源の整備が活発に行われており、交流人口※の増加に努めている。

また、この地区に古くから伝わる蒲生和紙製造も一時途切れていたが、継承者も現れ、工芸品としての和紙だけでなく、地区内で古くから行われている菜種油絞りの道具としても活用されている。

豊かな自然環境に、子育ての場を求める人も多く、また、定住促進策として建てられた公営住宅の効果もあり、子育て世代の居住も進んでいる。

④経済的条件

蒲生地区の基幹産業は、元々農業であり、産業別の就業構造を見ると、昭和35年には、1次産業就業者数が全体の7割を占めていた。しかし、昭和50年には半数を下回り、平成7年には18.0%、平成27年には7.1%と10%を下回っている。

一方、サービス業などの第3次産業※の就業者は、昭和35年には、全体の2割ほどだったが、平成27年には、7割近くの人が就業し、非農業就業者の割合が増加している。

これは、蒲生地区が薩摩川内市、霧島市及び県都鹿児島市まで40分の通勤圏にあるため、第3次産業※への移行が進んでいると推測される。

農業就業者の減少とともに、農業就業者の高齢化も進行し、この影響は耕作放棄地の拡大や地域による河川敷や用水路の清掃等の地域活動にも負担が生じるなど、農業環境の保全を含め地域の力だけで活動を行うことが容易ではなくなりつつある。

一方で、環境にやさしい有機農業に取り組むU I J ターン※就農者もおり、耕作面積の確保と農地の生産力の保全を図っている。また、消費者の安全志向に対応して環境保全型農業※の取組を促進している

(2) 過疎の状況

蒲生地区の人口は、平成27年の国勢調査で6,498人となっており、昭和35年と比較して51.7%減少している。

各国勢調査の人口減少率（5年）を見ると、昭和22年をピークに、昭和40年から昭和45年にかけて16.3%、昭和45年から昭和50年にかけて7.5%と急激に減少した。

※交流人口：地域外からの旅行者や短期滞在者の数

※第3次産業：日本標準産業分類における次の産業 小売業、サービス業、公務など

※U I J ターン：Uターン：地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻ることをいう

I ターン：出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から地方部に移り住むことをいう

J ターン：地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住することをいう。

※環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと

昭和45年から昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年と4次に渡って過疎法の指定をそれぞれ受け、過疎対策の基盤となる道路網整備、農業生産基盤の整備、交通通信体系及び生活環境施設の整備、教育文化の振興、公営住宅の整備、定住促進対策など総合的かつ計画的に施策を講じてきた。

これらにより、人口の減少率は鈍化しているが、就職等による若年層を中心とした人口流出が続き、地域の活気や活力の低下につながっている。

今後、さらに少子・高齢化が進行していくものと予測されるため、若年層の人口流出を抑制するための持続的な対策が必要である。

(3) 社会経済的発展の方向

蒲生地区は、各家庭の庭先でその時にしか咲かない季節の花などを感じられる自然と歴史的な落ち着きのある癒(いや)しの空間としてのイメージが定着しており、このような地域の特性を、強みとして地区外に発信している。

この地区に新たに居住を希望する人々を増やすために、空き地、空き家情報の提供や隣接する県都鹿児島市へのアクセスを効率化するための道路網の整備や情報発信を効率化するための高速通信体系の整備をするとともに、無秩序な開発を抑制しながら土地利用の効率化を図ることとする。

そして、自然や地勢的条件をそのまま蒲生地区の戦略的なアイテムとして活かし、観光、農業や林業などが連携し、グリーン・ツーリズム[※]等の体験型観光[※]、着地型観光[※]等を推進する。

そのために、かごしま連携中枢都市圏[※]などの広域連携の推進、また、地域のボランティア団体やNPO[※]法人などの活動を支援し、新たな団体等の参加も促進される環境づくりを行う。

さらに、特産品となっている早掘りたけのこ、しいたけ、いちご等の農林産物の加工品開発や販路開拓による多角化した農業の在り方を推進し、この地域の利点である交通の便の良さを最大限に活用したまちづくりを推進し、それを生かせるシステムの構築を図る。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 年齢別階層別動向

蒲生地区は、平成27年の国勢調査で人口は6,498人となっている。昭和35年から平成27年までの55年間で6,946人減少し、減少率は51.7%となり、なかでも0歳から14歳までの人口については3,943人減少し、減少率は82%と大幅な減少を示している。

※グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

※体験型観光：見るだけの観光ではなく、収穫体験や製造体験など五感で体験する観光

※着地型観光：地域自らが知恵を出し、工夫を凝らして作成した、その地域のことを深く知ることができる魅力的なプログラムによる観光

※かごしま連携中枢都市圏：県都鹿児島市を中枢市として経済的に結びつきの強い始良市、いちき串木野市、日置市が連携し、人口減少の緩和や経済成長、都市機能・住民サービスの向上を目指すもの

※NPO：Non-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

また、15歳から64歳までの人口減少率は56.9%であるのに対し、65歳以上の高齢者層については、106%増加しており、15歳～29歳までの若年層の大幅な減少と高齢化の進展が顕著となっている。

表 1-1 (1) 人口の推移 【蒲生地区】

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 13,444	人 8,591	% △ 7.5	人 7,801	% △ 5.9	人 7,261	% △ 6.9	人 6,498	% △ 10.5
0 歳～14 歳	4,806	1,487	△ 25.4	1,255	△ 12.5	878	△ 30.0	863	△ 1.7
15 歳～64 歳	7,465	5,495	△ 5.6	4,433	△ 9.4	3,853	△ 13.1	3,214	△ 16.6
うち 15 歳～29 歳(a)	2,187	1,455	△ 2.8	867	△ 16.7	964	11.2	587	△ 39.1
65 歳以上(b)	1,173	1,609	9.4	2,113	7.7	2,530	19.7	2,419	△ 4.4
(a)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-
若年者比率	16.3	16.9		11.1		13.3		9.0	
(b)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-
高齢者比率	8.7	18.7		27.1		34.8		37.2	

※人口総数は、年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計と一致しない。（平成27年）

資料：国勢調査

表 1-1 (2) 人口の推移 【始良市】

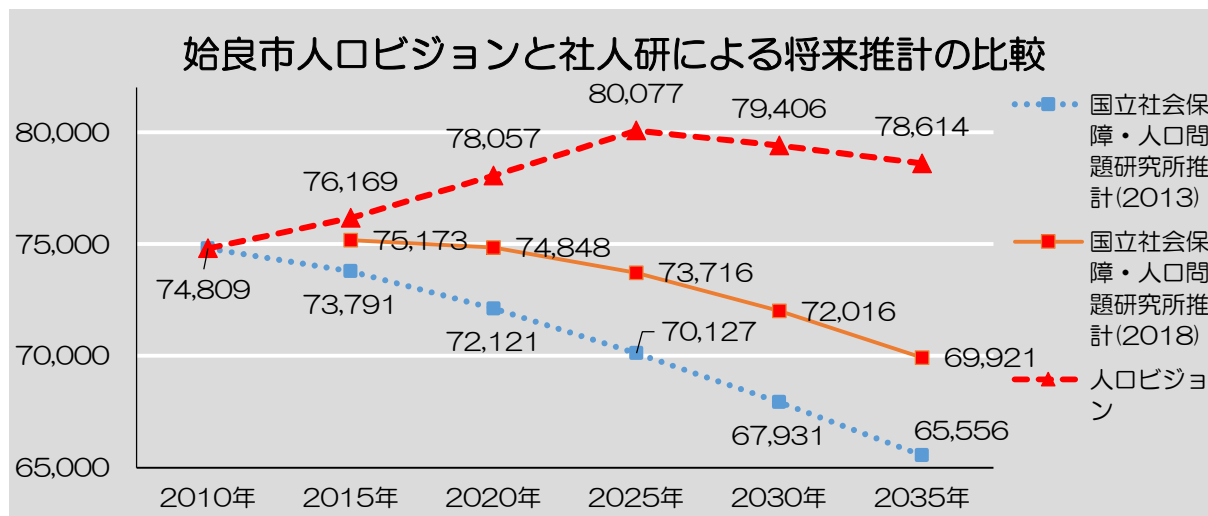
区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 57,292	人 55,540	% 7.6	人 68,789	% 2.9	人 74,840	% 8.8	人 75,173	% 0.4
0 歳～14 歳	19,781	12,077	0.2	13,802	△ 7.2	11,052	△ 19.9	10,777	△ 2.5
15 歳～64 歳	32,913	36,336	8.4	43,033	2.7	45,903	6.7	42,403	△ 7.6
うち 15 歳～29 歳(a)	10,389	11,489	9.9	10,729	1.2	11,810	10.1	9,454	△ 19.9
65 歳以上(b)	4,598	7,127	18.4	11,950	18.8	17,878	49.6	21,858	22.3
(a)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-
若年者比率	18.1	20.7		15.6		15.8		12.6	
(b)/総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-
高齢者比率	8	12.8		17.4		23.9		29.1	

※人口総数は、年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計と一致しない。（平成2年、平成17年、平成27年）

資料：国勢調査

表 1-1 (3) 人口の見通し 【始良市】

(単位：人)



資料：第2期始良市総合戦略

(2) 産業構造の変化

蒲生地区を産業構造面から見ると、前述したように基幹産業である農業が依然として低迷状態にあり、第1次産業※の就業人口は減少傾向が続いている。

第2次産業※も平成2年をピークに就業人口は減少傾向にあり、第3次産業※への移行が今後も進むものと推測される。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向【蒲生地区】

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 3,354	% △ 2.7	人 3,158	% △ 5.8	人 3,110	% △ 1.5	人 2,904	% △ 6.6	人 2,625	% △ 9.6
第 1 次産業 就業人口比率	% 18	-	% 13.7	-	% 12.6	-	% 10.9	-	% 7.1	-
第 2 次産業 就業人口比率	% 32.6	-	% 29.1	-	% 25.1	-	% 24.5	-	% 24.7	-
第 3 次産業 就業人口比率	% 49.4	-	% 57.2	-	% 62.3	-	% 64.6	-	% 67.4	-

資料：国勢調査

※第1次産業：日本標準産業分類における次の産業 農業、林業、漁業

※第2次産業：日本標準産業分類における次の産業 鉱業、建設業、製造業

※第3次産業：日本標準産業分類における次の産業 小売業、サービス業、公務など

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

本市の行政組織・機構については、住民サービスの低下を招かないように配慮し、簡素で効率的な組織・機構の構築に努め、総合支所方式として旧蒲生町役場庁舎を蒲生総合支所としている。

庁舎機能については、蒲生庁舎に農林水産部、農業委員会を配置している。また、通常の行政手続きが従来どおりできるよう窓口を設け、庁舎の機能の維持と庁舎周辺地域に衰退が起らないように配慮している。

昨今、行政に対する住民ニーズは年々多様化し、これらに対応できる行政の総合機能の向上や効率的な行政運営が求められており、時代に相応した行政事務の効率化を進め、真に必要な行政ニーズへの的確な対応を図るため、広く住民の理解と協力を得ながら、総合的かつ計画的な行政運営に努める必要がある。

この背景を踏まえ、平成26年度から本格的に老朽化した蒲生総合支所庁舎を含む3つの庁舎の建替え事業に取り組んでおり、まちづくりの拠点及び防災の拠点として周辺の公共施設を複合し、地域の市民サービス提供及び安全・安心な建物と機能を有する地域防災拠点とすることとしている。

さらに、様々な行政課題や新たな行政需要に対応するため、行政組織及び行政機能を集約・整理することで本庁方式へ移行し、質の高い市民サービスの提供に向け、総合支所においては、複合庁舎として窓口機能等の充実を図りつつ地域交流拠点の役割を担うこととしている。

(2) 財政の状況

本市の財政は、長引く景気の低迷や新型コロナウイルス感染症の影響などに伴う市税の伸び悩み、社会保障関係経費の増加などにより厳しい状況にある。

令和元年度の主な財政指標をみると、財政力指数※0.51、経常収支比率※96.8%、実質公債費比率※10.9%、将来負担比率※63.7%となっており、財政構造の硬直化がみられる。

今後においても、市税等の自主財源の大幅な増収が期待できないことに加え、超高齢社会の到来などに伴う社会保障関係経費の増大などにより、先行きは極めて不透明であり、財政状況は、なお一層厳しくなることが予想される。

しかしながら、今後においても、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応するために、第2次始良市総合計画、第3次始良市行政改革大綱、過疎地域持続的発展計画等に基づき、財源の年度間調整及び重点化に配慮し、経費支出の効率化を図り

※財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、財源に余裕がある

※経常収支比率：税などの毎年度経常的に収入される財源が、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費に充当された割合

※実質公債費比率：地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

※将来負担比率：地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

ながら、中・長期的視点に立った弾力的かつ健全な財政運営に努めていくこととする。

表1-2(1) 財政状況【始良市】

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	22,388,840	29,015,224	33,502,717
一般財源	14,760,254	16,764,712	16,893,488
国庫支出金	1,904,788	4,920,085	5,919,053
都道府県支出金	1,357,257	2,186,928	2,665,877
地方債	1,793,647	2,199,200	3,897,600
うち過疎債	246,500	213,000	599,100
その他	2,572,894	2,944,299	4,126,699
歳出総額 B	21,865,012	27,562,615	32,632,013
義務的経費	10,613,189	15,902,466	17,127,601
投資的経費	3,474,932	3,200,102	6,320,791
うち普通建設事業	3,353,541	3,070,650	5,965,751
その他	7,776,891	8,460,047	9,183,621
過疎対策事業費	339,709	215,910	783,307
歳入歳出差引額 C(A-B)	523,828	1,452,609	870,704
翌年度へ繰越すべき財源 D	56,359	74,191	43,675
実質収支 C-D	467,469	1,378,418	827,029
財政力指数	0.51	0.48	0.51
公債費負担比率	18.8	17.4	10.9
実質公債費比率	13.7	10.8	10.9
起債制限比率	11	9	
経常収支比率	93.3	90.7	96.8
将来負担比率	111.4	60.6	63.7
地方債現在高	30,573,245	32,307,144	31,588,304

資料：地方財政状況調査

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況【始良市】

(単位：％、m、床)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率（％）	25.5	46.8	57.5	61	74.7
舗装率（％）	29.8	73.5	87.8	89.4	96.7
農道					
延長（m）				243,311	238,695
耕地 1 ha 当たり農道延長（m）	54.1	71.4	83.8	77.7	-
林道					
延長（m）				79,153	81,119
林野 1 ha 当たり林道延長（m）	7.5	14.1	15.4	14.3	-
水道普及率（％）				99.4	99.8
水洗化率（％）				74.4	81.7
人口千人当たり病院					
診療所の病床数（床）	29.5	33.9	30.7	30.5	27.5

4 地域の持続的発展の基本方針

本市は、第2次始良市総合計画において、「可能性全開！夢と希望をはぐくむ まちづくり～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」を基本理念とし、本市の潜在的な可能性を活かし、市民と一体となった、多様性豊かな魅力あるまちづくりを進めている。また、令和2年3月には第2期始良市総合戦略を策定し、次の4つの目標を基本目標として掲げ、人口減少を抑制して活力を維持する持続可能なまちの実現を推進している。

基本目標1 「働くなら あいら」

活力ある産業を育み、安心して仕事ができる県央都市あいら

基本目標2 「訪れるなら あいら」

人々が行き交う魅力あふれる県央都市あいら

基本目標3 「子育てなら あいら」

結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう県央都市あいら

基本目標4 「住むなら あいら」

誰もが安心していきいきと暮らし、生涯活躍できる県央都市あいら

これらの基本目標は、始良市全体として目指すべき方向性であり、将来に向かって活力を維持するために最も必要な視点と考える。

こうした中、蒲生地区は、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の指定を受け、同法の趣旨に沿って、産業基盤・生活環境の整備、福祉サービスの充実や教育の振興など各分野において地域の活性化や自立促進を総合的かつ計画的に行ってきた。

しかしながら、依然として若年層を中心とする人口の流出、急速な高齢化の進行など厳しい社会経済情勢が続いており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等の課題を抱えている。

そのため、総合計画や総合戦略の目標を踏まえた上で、今後、蒲生地区が持続的に発展していくための基本的な方針を次のとおり定め、将来に渡って安心して暮らし続けることのできる地域社会の形成を推進していく。

（基本方針）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方分散の流れが加速していることから、この機を捉え、密を避けつつ自然が豊かな環境で、いきいきと暮らすことができる蒲生地区の魅力を磨き上げ、都市部の移住希望者への情報発信や、都市部と蒲生地区との連携・交流など新たな人の流れを創出する取組を推進する。

蒲生地区の豊かな自然や農林産品、まちなみ、地域文化など魅力あふれる地域資源を生かした発展を目指すとともに、移住・定住人口とともに関係・交流人口※増加や人材育成に着目し、地域活性化の担い手となる人材の確保を行う。

また、道路整備や情報通信基盤等のインフラの整備、ICT※やIoT※、AI※技術などの革新技术の活用により、コロナ禍における新しいライフスタイルを確立するなど生活サービスの確保を図る。

さらに、地区の住民が、安心して暮らし続けることができるように、子育て環境の確保や高齢者等の福祉の向上、地域の医療確保や教育の振興、買い物環境の確保、地域公共交通※の確保といった課題に対し、蒲生地区の地域特性に応じた施策を講じていく。

※関係・交流人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人の数、交流人口：地域外からの旅行者や短期滞在者の数

※ICT：Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと

※IoT：Internet of Things の略称で、モノがインターネットを通じて接続され、通信や監視を可能とする仕組みのこと

※AI：Artificial Intelligence の略。人口知能（人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの）

※地域公共交通：地域住民の日常生活や社会生活における移動手段や観光客等の移動手段としての公共交通機関

5 地域の持続的発展のための基本目標

上記4に記載した蒲生地区の持続的発展にかかる基本方針に基づき、本計画全般に関する基本目標を以下のとおり設定する。

なお、基準値についてはコロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和2年度に実績が極端に減少している項目については令和元年度を基準とした。

また、目標値はすべて蒲生地区を対象とする。

【人口に関する目標】

評価指標	平成27年	基準値	目標値
		令和2年度	令和7年度
蒲生地区の人口	6,755人	6,204人	6,000人
人口の減少率	—	8.2%	3.3%

【移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に関する目標】

評価指標	基準値	目標値
	令和2年度	令和7年度
空き家バンク登録件数	1件	6件

評価指標	基準値	目標値
	令和元年度	令和7年度
年間観光入込客数※	568,250人	609,000人
蒲生観光交流センターの年間来館者数	35,666人	38,000人

【産業の振興に関する目標】

評価指標	基準値	目標値
	令和2年度	令和7年度
認定農業者※数	25人	30人

【地域における情報化に関する目標】

評価指標	基準値	目標値
	令和2年度	令和7年度
光ファイバ※回線の利用可能世帯率	92.8%	98%

※年間観光入込客数：始良市の観光地やイベントを訪れた人をカウントした値で、1人の観光客が複数の観光地を訪れたとしても1人回としてカウントした数

※認定農業者：効率的・安定的な農業経営などの目標を達成しようとする農業経営改善計画を作成し、市から認定を受けた農業者

※光ファイバ：超高速ブロードバンド

【集落の整備に関する目標】

評価指標	基準値	目標値
	令和元年度	令和7年度
校区コミュニティ協議会※の年間活動件数	31 件	35 件

【再生可能エネルギーの利用の推進に関する目標】

評価指標	基準値	目標値
	令和2年度	令和7年度
再生可能エネルギー※導入市有施設数	2 か所	3 か所

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年P D C Aサイクル※に基づく効果検証を
実践し、評価結果を市ホームページ等で周知する。また、学識経験者や市民代表な
どの委員で構成する推進会議においても検証する。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化※などを計画的に行い、かかる費
用を平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するために策定された
「始良市公共施設等総合管理計画」の下「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に
関する基本的な考え方」や「公共施設再配置基本計画の基本方針」との整合性を図
りながら、蒲生地区の持続的発展のため、公共施設（建築物）及びインフラ施設の
整備、維持管理等について適切に推進する。

※校区コミュニティ協議会：小学校区を単位としたコミュニティ組織で、始良市内全17校区に設置されている

※再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生が可能であ
り、資源が枯渇しないエネルギーのことで、温室効果ガスを排出しないこと、国内で生産ができると
いう特徴がある

※P D C Aサイクル：「Plan-Do-Check-Action」の頭文字から名付けられたもの。計画をたて（Plan）、それを実行し（Do）、
内容の評価して（Check）、改善に結びつけ（Action）、その結果を次の計画の（Plan）に活かす、反復
・継続した管理手法。このリサイクルを繰り返すことによって、計画内容の維持、向上及び継続的な実施
を推進する

※長寿命化：施設や設備のライフサイクルの延長だけでなく、戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、費用の低減や
平準化を図ること

【公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方】

- ・事後保全による修繕ではなく、不具合が生じる前に計画的に点検や診断を行う予防保全に努める。
- ・計画的な点検・診断を実施、維持管理・修繕費を抑制することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。
- ・点検・診断の結果、施設の利用に関して危険度が高いとされた場合は、原則として危険の除去を行い安全確保に努める。
- ・耐震化が必要な施設については、安全性の確保を優先させる。
- ・策定済みの長寿命化※計画については、本計画に準じて継続的に見直し、長寿命化※を図る。
- ・公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するため、全庁体制で取り組む。

【公共施設再配置基本計画の基本方針】

- ・公共施設の保有総量圧縮に向けて、原則として、新規の公共施設は建設しない。ただし、新たな公共施設を建設する場合は、同じ面積以上を削減するとともに、「縮充」を基本とし、高水準・高質かつ持続可能な公共施設を整備する。
- ・現有の公共施設の更新は、市民ニーズを踏まえて行政サービス機能の優先順位により施設維持を判断する。
- ・公共施設を一元管理して、再配置を推進する。

※長寿命化：施設や設備のライフサイクルの延長だけでなく、戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、費用の低減や平準化を図ること

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住

本市への転入については、鹿児島市、霧島市からの転入者が多数を占めるなど、近隣都市のベッドタウン化の傾向が続いており、市全体の人口は増加傾向が続いている状況であるが、蒲生地区は、65歳以上の高齢者層の割合が増える一方で0歳から14歳までの人口については大幅な減少を示し、地区全体の人口も減少している。

さらに雇用環境の悪化に伴い、就職等による若年層を中心とした人口流出が続き、地域の活気や活力の低下につながっている。

(2) 地域間交流の促進

イベント等の開催や蒲生物産館「くすくす館」、始良市温泉センター「くすの湯」、蒲生観光交流センター、蒲生ふるさと交流館等の施設整備によって、交流人口※は増加傾向にある。

交流人口※の増加は、経済的効果や蒲生地区住民の自立促進の起爆剤的な効果も期待される。

今後も、現在開催している「日本一大楠どんと秋まつり」やNPO※法人等を中心とした「日本遺産 薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」を活かした事業など様々なイベントを継続するとともに、地域の特性を生かした、個性豊かな地域づくりに向けての情報発信や地域間交流施設の整備を推進して、相互交流による交流人口※を増加させていくことが必要である。

これにより、文化交流・都市交流といった住民レベルの交流が促進され、外部からの新しい感覚を積極的に吸収する地域づくりが期待されるほか、その相乗効果としての経済的効果やU I J ターン※など定住の促進に資する可能性も期待できる。

また、アフターコロナを見据えたインバウンド※を含む国内外の都市交流には、東南アジア地域の富裕層や、国内都市と地域の情報交換の場が重要であり、外国人や都市住民の意向の把握・SNS※を活用した情報の提供・PR等の面からも積極的な交流が必要である。

※交流人口：地域外からの旅行者や短期滞在者の数

※NPO：Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

※U I J ターン：Uターン：地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻ることをいう

Iターン：出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から地方部に移り住むことをいう

Jターン：地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住することをいう。

※インバウンド：外から入ってくる旅行。一般的に訪日外国人旅行を指す

※SNS：Social-Networking-Service の略称で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供するインターネット上の会員制サービスの一種

(3) 人材育成

地域経済を支える人材に関して、多様な人材を活かす雇用の場の確保を推進するため、事業者に対する各種制度・施策を有効に活用しながら、雇用環境の安定化を図る必要がある。

また、新卒者等の県外流出が課題となっており、雇用環境改善等による魅力的な事業所づくりを後押しし、安定した労働力の確保に努める必要がある。

さらに、高齢化等により、地域の活動等を維持することが困難な地域もあることから、従来の補助金による支援だけではなく、地域組織の見直しや人による支援により、地域組織のリーダーの負担を軽減し、地域活動への動機付けをするなどの支援も必要である。

2 その対策

(1) 移住・定住

地域への新たな移住者を獲得するため、住宅等取得時の費用、家賃や引っ越し費用への補助、空き家の再利用や有効活用を推進するため、空き家情報の市ホームページへの掲載、空き家のリフォームや残された家財道具等の撤去をするための支援を行う。さらに、かごしま連携中枢都市圏[※]の広域連携による移住情報の発信も行い、移住・定住の推進を図る。

また、中山間地域への移住者を増やすため、若年層の家屋の新築、購入または増改築等に対する支援を行うことにより中山間地域の人口減少を抑制する。

市民や産官学金労言士[※]との協働を図り、高等教育機関[※]と連携して、地域課題の解決に取り組むなど、まちづくりに多くの市民が関わる仕組みをつくり、「関係人口[※]」の増加を図る。

まちの魅力を発信するシティプロモーション[※]の強化と合わせて、インスタグラムなどを含めたSNS[※]を利用するなど、まちの魅力を発信することにより、「関係人口[※]」を創出し、関係づくりを契機とした「交流人口[※]」、「移住人口」を増加させる。

さらに、将来を見据えて持続可能なまちづくり[※]が必要となるため、多極ネットワーク型コンパクトシティ[※]の構築を目指し、拠点間を結ぶ交通ネットワークの整備

※かごしま連携中枢都市圏：県都鹿児島市を中枢市として経済的に結びつきの強い始良市、いちき串木野市、日置市が連携し、人口減少の緩和や経済成長、都市機能・住民サービスの向上を目指すもの

※産官学金労言士：産=民間企業、官=行政、学=教育機関、金=金融機関、労=労働団体、言=メディア、士=弁護士・税理士等

※高等教育機関：初等教育（幼稚園、小学校）、中等教育（中学校、高等学校など）の上に続く段階の教育で、大学や大学院、高等専門学校、専修学校などの教育機関

※関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人の数

※シティプロモーション：地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のことを指す。地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、地元経済の活性化などを目的とした取組

※SNS：Social-Networking-Serviceの略称で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供するインターネット上の会員制サービスの一種

※交流人口：地域外からの旅行者や短期滞在者の数

※持続可能なまちづくり：全ての人が安全で暮らしやすい居住環境や基本的なサービスが受けられ、自然災害にも強く、社会的弱者にも配慮され、環境負荷が少なく、住み続けることができるまちづくり

※多極ネットワーク型コンパクトシティ：都市機能施設等を集約した都市拠点・地域拠点を形成し、拠点間を公共交通ネットワークで結ぶ持続可能な都市構造のこと

を図っていく。蒲生地区においては、「都市環境維持区域※」として、蒲生総合支所を中心として日常サービス機能や公共交通機能等の維持・確保を図り、既存の居住環境を維持する。

(2) 地域間交流の促進

地域間交流は、地域活性化や人材育成の観点からも重要であり、近年の地域間交流・国際化の進展は著しく、地域レベルでの交流も盛んになってきている。

蒲生地区の地域特性を生かした、親しみやすいまちづくりを進め、自然、文化、歴史、景観等の優れた地域資源を有効に活用し、蒲生体育館（おおくすアリーナ）、始良市温泉センター「くすの湯」、蒲生物産館「くすくす館」、蒲生観光交流センター、蒲生ふるさと交流館等を都市と農村の交流拠点として、人、文化、情報等の交流を図ることとする。

地域の担い手であるリーダー研修を行うとともに、市民の主体的な取組に基づく国内各地における各種交流、学習活動を奨励し、支援を図る。

(3) 人材育成

継続的な雇用を維持し、多様な人材が活躍できるよう人材育成支援や勤労者福祉対策を進めるとともに、事業所の雇用環境の改善等への取組に対する支援や、若者等の地元定着を図るため、市内学校新卒者の地元企業への就職を促進するとともに、U I J ターン※者による人材確保を支援し、安定した採用活動ができる環境づくりを進める。また、U I J ターン※者や市民の、新たな生活様式（テレワーク※、ワーキングスペース※等）へ対応した支援策を検討し、対策を講じ移住・定住・地域間交流、人材育成の促進等を図る。

また、過疎化による集落機能等の低下を解消し、心豊かなまちづくりを実現するためには、住民、行政だけでなく、地域コミュニティやNPO※、企業などの「多様な主体」が連携・協力して「共生・協働によるまちづくり」が必要である。

そのため、「校区コミュニティ協議会※」をはじめとした、誰でもまちづくりに参加することができる体制づくりを支援する。

※都市環境維持区域：蒲生総合支所を中心として日常サービス機能や公共交通等の維持・確保を図り、既存の居住環境を維持するために地域中心拠点である蒲生総合支所周辺に設定されている区域

※U I J ターン：Uターン：地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻ることをいう

I ターン：出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から地方部に移り住むことをいう

J ターン：地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住することをいう

※テレワーク：情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと

※ワーキングスペース：作業スペースや会議室、打ち合わせスペースなどを個人や複数の会社で共有し、それぞれ独立して作業を行う場所のことを指す

※NPO：Non-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

※校区コミュニティ協議会：小学校区を単位としたコミュニティ組織で、始良市内全17校区に設置されている

3 計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	ふるさと移住定住促進事業 (事業内容) 若年層の家屋の新築、購入又は増改築等に対する支援 (事業の必要性) 移住・定住の促進 (事業の効果) 移住・定住に係る住宅購入やリフォームの促進	市	
		空き家リフォーム支援事業 (事業内容) 空き家リフォームに対する支援 (事業の必要性) 移住・定住の促進 (事業の効果) 空き家の利活用の促進	市	
		空き家対策事業 (事業内容) 空き家解体費用等に対する助成 (事業の必要性) 移住・定住の促進 (事業の効果) 空き家の利活用の促進	市	
		高等教育機関連携まちづくり推進事業 (事業内容) 高等教育機関の教育・研究活動や学生の活力を生かした地域課題の解決や地域の活性化 (事業の必要性) 地域課題の解決 (事業の効果) 関係人口増加による地域課題の解決促進	市	

		多様な働き方支援事業 (事業内容)テレワーク等の多様な働き方を推進し、移住を促進する (事業の必要性) 移住・定住の促進 (事業の効果) 多様な働き方の促進	市	
--	--	--	---	--

第3 産業の振興

1 現況と問題点

(1) 農業

農業、農村を取り巻く環境は、農産物の輸入自由化、産地間競争の激化、農業従事者の減少や高齢化など依然として内外ともに厳しい状況にあるが、食料・農業・農村基本法にあるように、農業、農村の多面的機能が見直されつつある。

蒲生地区の農業は、農地所有の零細性から、水稻を基幹作物として畜産・園芸・イチゴ等を組み合わせた複合経営による農業振興を推進しているが、全国的に発生しているイノシシ・シカ・サルなどの鳥獣による農作物等への被害が広域化・深刻化している。

農家所得の向上を図るため、国・県の施策に沿って、各種事業の導入により、ほ場整備や用排水路等の生産基盤の整備を図り、さらに多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支払交付金、中山間地域等直接支払交付金の日本型直接支払制度を活用し、地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進している。

また、規模拡大と新しい飼養管理技術を駆使した畜産経営を実践している後継者や農業技術の学習経験を実践したいとして、県外から移住し、有機栽培による野菜作りに意欲的な農家も定着している。

引き続き地域の担い手となる新規就農者に対する農地斡旋、制度資金活用、住宅確保、技術・経営指導等の就農相談活動が重要となる。また、経営基盤の強化を図るため、農作業省力化の推進などによる生産性の向上への支援も必要である。

(2) 林業

蒲生地区の林業は、蒲生メアサ杉に代表されるように、スギ造林に適した立地条件を最大限に生かした生産力の高い林業地帯が形成されている。

森林面積6,374haは、蒲生地区の総面積8,129haの78.4%を占めている。人工林率は3,196haの50.1%である。

また、所有形態は、国有林788ha(12.4%)で、県と市を含む民有林5,586ha(87.6%)となっている。民有林の保有状況は、1ha未満が約70%を占め、大半が資産保有的な形態で零細規模となっている。

木材の生産については、戦後、植林されたスギ・ヒノキを中心とする人工林が利用期を迎えているが、森林所有者の世代交代による森林経営意欲の低下や労働環境の厳しさに伴う林業労働者の減少による労働力不足などから、高性能林業機械の導入によっても林業生産活動は、停滞傾向が続いている。

また、地域林業の中心的な担い手づくりの一つとして、市内の森林整備を推進している始良西部森林組合においても、原木輸出の増加や木質バイオマス燃料用など、

新たな木材需要の創出はあるが、森林所有者の世代交代による森林経営の意欲低下などにより、森林組合経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

たけのこ生産活動については、担い手の高齢化等により停滞傾向である。

(3) 水産業

蒲生地区の水産業は、別府川水系を利用した内水面漁業が中心で、主な活動は、アユ・鯉・うなぎ等の漁である。

また、別府川漁業協同組合の行う放流事業を通して、魚族の保護・繁殖を図るとともに、川と親しみ、水産業を身近に感じる施設として北中河川公園の管理をしている。

(4) 工業・企業誘致

本市の工業は、平成30年工業統計調査では、従業員4人以上の事業所が72事業所、従業者が3,208人であり、新たな雇用創出に関しては誘致企業に依存せざるを得ない状況にある。

また、基幹産業が農業主体の蒲生地区においても同様に、地域住環境に配慮した工業用地の整備を検討する必要がある。

(5) 商業

平成28年経済センサスでは、蒲生地区において卸売業6店、小売業68店の合計74店である。また従業者数は、319人で、その大半は家族経営を中心とした、零細企業が多い。そのため、特に個人商店における後継者不足は顕著である。

また、過疎・高齢化等の進行による地区内の消費の低下、地区外での大型店舗進出による地区外への消費の流出によって経営が難しくなっており、このまま地区内で商業機能が低下すると、日常の買い物が困難になるなど地区内での暮らしの利便性が損なわれることが懸念される。

(6) 観光・レクリエーション

蒲生地区の観光拠点として、国の特別天然記念物[※]である日本一の巨樹「蒲生のクス」を中心に、藺牟田池県立自然公園内にある蒲生八幡桜公園やキャンプ場を備えた住吉池公園のほか、城山公園、蒲生中央公園等がある。また、令和元年5月には、文化庁から「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」が日本遺産として認定された。これは、県内9市の「麓」により構成されており、その一つとして蒲生麓[※]は、「掛橋坂」など9つの構成文化財があり、武家門や石垣などもあわせ特徴的な景観を形成している。

※特別天然記念物：文化財保護法により学術上の価値が高く特に重要なものとして指定されているもの

※蒲生麓：江戸時代、薩摩藩が武士集落として築いた武家屋敷群を「麓」と呼び、蒲生地区は9つの馬場と3つの小路からなる町割である

各種イベントでは、商工会や観光協会などが中心となり進めているが、これに加えて、NPO※法人等が中心となり日本遺産プロジェクトとして、「日本遺産 薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」事業を情報発信し、観光客の誘致を行っている。

また、蒲生ふるさと交流館を拠点として、着地型観光イベントと地域人材育成のプログラムを組合せた取組により、交流人口※の増加や地域の新たな人材発掘と人材育成につなげている。

これらの取組と並行して、八幡公園周辺には、蒲生観光交流センターに、大型バスの駐車可能な観光駐車場を整備し、海外からのインバウンド※を含む、県内外の観光客の受入体制の充実を図っている。

また、江戸時代に薩摩藩が作った麓集落といわれる武家屋敷通りに石畳を敷設し「街並み」の整備も行っている。

夏祭り、日本一大楠どんと秋まつりなどの民間活力を導入したイベントは、交流人口※の大幅な増を図りながら、地区内の農林業や商工業等、他産業との複合化を推進し、経済的波及効果及び地域の活性化を促進している。

観光の振興は、観光案内の充実、イベントの充実・新設、あるいは観光宣伝等の強化などソフト面の充実も必要である。

また、地域住民や蒲生地区を訪れる人々は、開放的な環境での散策、遊び、休息、スポーツなど健康的な活動を楽しむことや、地域の歴史や文化の探索、農山村の生産・生活体験、自然とのふれあいなどを求めている余暇に合わせてオープンスペースである公園やポケットパーク※等の施設及びソフト事業の充実も必要である。

【主な観光施設等の概要】

① 蒲生八幡桜公園

国特別天然記念物※「蒲生のクス」のある蒲生八幡神社は、蒲生家初代の上総介舜清(かずさのすけちかきよ)が、保安4年(1123年)宇佐八幡宮を勧請して、現在地に建立した。

国特別天然記念物※「蒲生のクス」は、推定樹齢約1,500年、根回り33.57m、目通り幹囲み24.22m、高さ約30mで、樹根部にはタタミ八畳分の空洞がある。昭和63年に環境庁が実施した巨樹・巨木林調査で日本一と認定された。

八幡公園は、蒲生八幡神社を含む周辺地で、桜公園や遊歩道等を整備している。

② 住吉池公園

蘭牟田池県立自然公園内にある住吉池は、周囲3.2km、深さ30mで、鯉・ヘラブナ等が多く生息している。

※NPO：Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

※交流人口：地域外からの旅行者や短期滞在者の数

※インバウンド：外から入ってくる旅行。一般的に訪日外国人旅行を指す

※ポケットパーク：道路整備や交差点の改良などによって生まれたスペースにベンチなどを置いて作られた小さな公園

※特別天然記念物：文化財保護法により学術上の価値が高く特に重要なものとして指定されているもの

また、家族や各種団体でレクリエーションができる公園及びバンガローを備えたキャンプ村も備えている。

③ 城山公園

天然の要塞に囲まれた蒲生氏の本城の跡に、展望台や遊歩道があり、春には桜が咲き誇るなど、四季折々の花が咲き、遠くに霧島連山を望むことができる。

公園内には、竜ヶ城(城山)の岩壁に約120mに渡って刻まれている「竜ヶ城磨崖一千梵字仏蹟(まがいいっせんぼんじぶつせき)(市指定文化財(史跡))」があり、梵字の数が1,700字にも及び、1か所にまとめられたものとしては、日本最多の磨崖梵字であるとも言われている。

④ 蒲生中央公園

蒲生地区のほぼ中心に位置し、市民の憩いの広場として多目的に利用されている。平成5年度に高齢者から幼児まで楽しめる公園として木製のコンビネーション遊具やゲートボール場並びに多目的広場の整備を行っている。

(7) 特産品

蒲生地区の特産品として、鮎みそ、手作りみそ、手作り醤油、ごま油、タケノコ、ニガウリの漬物等の製造販売がなされており、売上額も年々増加している。

その他に、特産品として手すき和紙・蒲生メアサ杉・早掘タケノコ等がある。

2 その対策

(1) 農業

農業従事者の減少、高齢化の進行に対応するため、新規就農者や後継者の確保・育成の支援、担い手の経営管理能力向上、農地の集積・集約化、経営規模拡大、農業生産施設の整備等により産業として自立できる経営体の育成を図る。

新規就農者や後継者の確保・育成にあたっては、資金面や技術面での支援、新規就農者等が地域に融和し、新しい感覚で就農できるような環境づくりに努め、将来の担い手を育成する。

地域内の農家による自主的な話し合いを基本に、地域農業経営についての合意形成で高齢農家の農作業の受託、耕作放棄地の管理耕作等を行える集落営農や農地中間管理機構による農地集積や集約化等の推進を図る。

また、国・県の施策に沿って、各種事業の導入により、ほ場整備や用排水路等の生産基盤の整備を図り、さらに多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の日本型直接支払制度を活用し、地域の共同活動等を支援し、農地の多面的機能を活かしながら地域の活性化を図る。

さらに、深刻化する鳥獣被害対策については、集落ぐるみの取組を推進し、鳥獣の生態や被害防止の正しい理解と、防護柵や電気柵等による被害防止対策と効果的な捕獲を推進し、地域と一体となった総合的な被害防止の取組を行う。

認定農業者の確保・育成に努める中で、法人化の推進に向けた啓発・普及相談活動を展開するとともに、設立された法人の運営・経営指導を実施する。

高齢者・女性の農業における役割活動を展開してもらうため、軽労働で取り組みやすい野菜の少量・多品目栽培を推進するとともに、地域資源の活用と付加価値化を高めるため、女性の視点や感性、アイデアを生かした6次産業化※やグリーン・ツーリズム※などによる地域活性化を推進する。

また、味噌加工に適した裸麦や環境にやさしい有機農業による生産拡大を図り、水田の高度利用と地産地消※の取組を推進する。

さらに、ICT※やIoT※技術を活かした省力化や高度機械化などのスマート農業※を推進し、経営基盤の強化や担い手不足の解消を図る。

(2) 林業

森林の持つ多様な機能を高度に発揮させ、安全で潤いのある国土の形成に資するため、森林の適正管理に努めるなど類型区分に応じた恵み豊かな森林づくりを推進する。

林業生産として、森林資源の成熟に対応して、除間伐や再造林を推進し、素材生産※の安定を図り、森林施業の集約化や担い手の確保、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの普及・定着を促進し、木材生産量の増加、原木を低コストで安定供給できる体制づくりを進める。また、地域特性を生かした特用林産物※の産地づくりを進め、林家の所得向上と地域の活性化を図る。

林業担い手育成のため、林業の活性化対策を積極的に推進し、技術・技能の向上、福利厚生及び労働安全衛生面の充実を図り、また、森林ボランティア等地域における活動集団の組織化、林業労働者の雇用関係の明確化、就労の安定化など労働条件の改善と福祉の向上を図っていく。

また、原木輸出の増加や木質バイオマス※燃料用など、木材需要が伸び、今後も増加する地域材の需要に対するため、始良西部森林組合蒲生木材流通センターの年間30,000m³の原木を処理できる機能を備えた市場施設により、安定した素材供給を図る体制の構築に取り組む。

森林保全の観点から、山地災害危険箇所の周知及び災害地の早期復旧や国土保全、生活環境保全及び自然環境の保全形成など、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるよう努める。また、水資源の確保、水土保持機能向上のため、水需給上重要な

※6次産業化：1次産業としての農林漁業者が主体となり、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一般的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

※グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

※地産地消：地域生産・地域消費の略で、地元で生産されたものを地元で消費すること

※ICT：Information and Communication Technologyの略称で、情報通信技術のこと

※IoT：Internet of Thingsの略称で、モノがインターネットを通じて接続され、通信や監視を可能とする仕組みのこと。

※スマート農業：ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと

※素材生産：森林に生育する立木（樹木）を伐採して素材（丸太）に加工し、決められた場所に運搬・集積すること

※特用林産物：森林原野を起源とする生産物のうち一般木材を除いたものの総称で、きのこや樹実、山菜などの食物やうるし、木炭などを指す

※バイオマス：化石燃料を除いた、再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス：Biomass）のこと

別府川の米丸流域と上場地域の取水地域の水源かん養機能向上を図り、再造林を進め、水資源の確保に努める。

たけのこ生産については、竹林整備、竹材の利活用等を図ることで、生産体制の構築並びに品評会、研修会などを通じ、生産技術の向上に努める。

(3) 水産業

内水面漁業については、河川の汚濁防止啓発等に努めながら、アユ、うなぎ等の稚魚放流等による魚族の保護・繁殖を図る。

(4) 工業・企業誘致

蒲生地区の特性を活かした産業振興に取り組むことで地域経済の活性化を図り、雇用を拡大・創出するとともに、能力を発揮してやりがいを得られる地場産業の魅力をアピールし、若い世代を中心に幅広い世代が生涯安心して暮らすことのできる就業環境を確保・創出することを目指していく。そのため、企業立地促進補助制度の活用なども織り交ぜ、積極的に企業の誘致に努めるとともに、新たな産業の構築も注力していく。

(5) 商業

蒲生地区の商店街の発展を図るためには、地区住民の購買力の流出を防ぐことが重要であり、商工会を中心に組織の強化を図り、新規店舗の誘致や既存店舗の充実など、買い物条件整備等の充実を図る。また、増加している空き店舗等の遊休資源を新たなビジネスの場として活用できるようチャレンジショップ等、新たな店舗を呼び込む取組をさらに推進する。個人商店においては、後継者不足が顕著であることから、その対策として事業承継の支援を図っていく。

(6) 観光・レクリエーション

蒲生地区に行ってみたいと思われるような特色ある観光拠点づくりとして、見る観光から触れる・体験できる観光地づくりや周遊できる観光地づくりを推進するため、蒲生観光交流センターや、蒲生観光交流センター別館(カフェらびゅう)を活用しながら、関係機関と一体となった事業の実施と組織の強化を図り、観光PRを積極的に行い、観光客の増加を図る。また、観光客に優しい観光案内板の整備に努める。

さらに、蒲生地区には多様で豊かな自然環境に加え、歴史や文化が市民生活の中に息づくなど、多彩な観光資源を有していることから、「日本遺産」をはじめとした文化財や日本ジオパーク※等の素材に磨きをかけ、観光資源としての個性を際立

※ジオパーク：ジオ（地球）に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむ場所のこと。足元の地面の下にある岩石から宇宙まで、数十億年の過去から未来まで、山と川と海と大気とそこに住む生物について考える、つまり地球のことを考える場所のこと

たせることにより、点で存在する資源を線で結ぶことで観光空間を創出し、また、VR※・AR※などの先端技術を駆使して地域資源の魅力向上を図る。

また、観光資源の活用については、蒲生の魅力を発信するために、地域の小学校、中学校、高校など、地域の様々な年代が連携し、若者も興味を持てるような蒲生地区独自の観光パンフレットを作成するなど、魅力発信を推進する。

そして、観光を支える人材もまた地域資源であることから、多様な思いを共有できる仕組みづくりを進めるとともに、地域との連携、地域同士の連携を図り、多様な主体が協働できる体制の構築を目指す。

さらに、日本一の巨樹「蒲生のクス」を核とした地区内を周遊、始良市観光ボランティアガイド会を活用した散策できる観光ルートへの集客を図り、交流人口※や関係人口の増加を図るとともに、多種多様化している余暇に合わせてスポーツ施設・レクリエーション施設等の整備を図る。

(7) 特産品

始良市特産品協会や始良市観光協会と連携し、地元の特産物を生かした農産加工品や特産品・工芸品の開発と販路拡大を目指して、本市とともに特産品をPRし、地元ブランドの確立を支援する。また、本市は、「有機の郷(さと) あいら」と称されるように、蒲生地区においても有機農産物を中心に安全で安心な食料の生産地であるという特色を活かし、農商工連携※、農福連携※による新たな「あいらブランド」の創出や加工製品の拡大を目指す。

※VR：Virtual-Reality の略称で、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称

※AR：「Augmented Reality」の略で日本語では「拡張現実」と呼ばれ、現実世界の「足りない」、「補足したい」情報を動画などのデジタルコンテンツにより補うもの

※交流人口：地域外からの旅行者や短期滞在者の数

※農商工連携：その地域の特色ある農林産物などの資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者が互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しいサービスや商品の開発や販路の拡大に取り組むこと

※農福連携：障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	経営体育成基盤整備事業(始良西部地区) 農業生産基盤整備 農業用排水施設整備 L=11,460m	県	
		経営体育成基盤整備事業(始良西部地区) 農業生産基盤整備 農道整備 L=430m	県	
		経営体育成基盤整備事業(始良西部地区) 農業生産基盤整備 区画整備 A=5.1ha	県	
		経営体育成基盤整備事業(始良西部地区) 生活環境整備 農業集落道整備 L=1,910m	県	
		経営体育成基盤整備事業(川東地区) 農業生産基盤整備 農業用排水施設整備 A=27.0ha	県	
		農村地域防災減災事業(農村防災施設)(蒲生地区) 用排水施設等整備	県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (三大字用水路) 用水路改修	県	
		地域特産物加工施設整備事業 (6次産業支援型) 加工施設整備	市	
		農産加工施設整備事業 既存施設の厨房機器更新	市	
		<u>農業施設整備事業</u> <u>蒲生物産館整備</u>	<u>市</u>	

	林業	かごしまの竹と生きる産地づくり事業 竹林整備等	団体等	
		県林業担い手育成基金事業 担い手育成	森林 組合	
		未来につなぐ森林づくり推進事業 除間伐・集材路・再造林・間伐作業路・ 下刈	森林 組合	
		県費単独補助治山事業 山林の崩壊防止	市	
		市有林維持管理事業 市有林管理	市	
		林業施設維持管理事業 公園施設維持管理	市	
	(5) 企業誘致	工業団地造成事業 工業団地造成	土地開 発公社	
	(7) 商業 その他	商工会青年部・女性部育成事業 次代を担う商工青年部・女性部育成強化	商工会	
		中小商工業活性化事業 蒲生市開催事業、商品券事業、公共駐 車場事業、特産物販路開拓事業	商工会	
	(9) 観光又はレクリ エーション	市観光協会補助事業 観光PR等事業	観光 協会	
		くすの湯整備事業 施設・設備改修	市	
		蒲生麓整備事業 蒲生麓整備	市	
		観光ルート整備事業 城山公園整備事業	市	
		蒲生観光交流センター維持管理事業 施設等改修・修繕	市	
		公園長寿命化対策事業 蒲生中央公園整備	市	
		都市公園等整備事業 広場・公園等整備	市	
		観光案内板整備事業 観光案内板整備	市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	認定農業者支援事業 (事業内容) 共同利用機械購入補助	生産 組合	

	第1次産業	(事業の必要性) 農業の活性化 (事業の効果) 担い手の育成と確保		
	商工業・6次産業化	竹林整備支援事業 (事業内容) 竹林資源の活用と竹林整備に対する補助 (事業の必要性) 林業の活性化 (事業の効果) 健全な森林の保全、林業経営の向上	市	
		新規就農者支援事業 (事業内容) 魅力的な農業環境を整え、就農促進を図るための新規就農者奨励金 (事業の必要性) 農業の活性化 (事業の効果) 担い手の育成と確保	市	
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 (事業内容) 共同利用機械購入補助 (事業の必要性) 農業の活性化 (事業の効果) 担い手の育成と確保	農事組 合法人	
		商工会経営改善普及事業 (事業内容) 経営管理・記帳指導等によりすぐれた経営主の育成 (事業の必要性) 事業主や勤労者の技能向上 (事業の効果) 中小企業を担う人材の養成	商工会	
		商店街活性化対策事業 (事業内容) 商工会が実施する事業等の補助 (事業の必要性) 中心市街地等のにぎわいを創出 (事業の効果) 商店街を中心とした商店振興	商工会	
		商店街活性化対策事業 (事業内容) 市商工業育成補給補助 (事業の必要性) 中心市街地等のにぎわいを創出 (事業の効果) 商店街を中心とした商店振興	市	

	観光	商店街活性化対策事業 (事業内容) 商店街活性化事業補助 (事業の必要性) 中心市街地等のにぎわいを創出 (事業の効果) 商店街を中心とした商店振興	市	
		チャレンジショップ事業 (事業内容) 市内の空き店舗の活用及び新しいビジネスに挑戦する創業者の育成支援を図るため、市内の空き店舗を活用して創業する者に対する補助 (事業の必要性) 中心市街地等のにぎわいを創出 (事業の効果) 商店街を中心とした商店振興	市	
		第6次産業推進事業 (事業内容) 農林水産業の振興を目的とし、地元農林水産物を使用した加工品の開発促進及び販売体制の整備 (事業の必要性) 農業の活性化 (事業の効果) 担い手の育成と確保	市	
		商工会夏祭り事業 (事業内容) 商工会が実施する事業の補助 (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化 (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興	商工会	
		蒲生秋祭り事業 (事業内容) 日本一大楠どんと秋まつりの開催に関する補助 (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化 (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興	実行委員会	

		武家屋敷・武家門の維持補修補助事業 (事業内容) 武家屋敷・武家門の維持補修に対する補助 (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化 (事業の効果) 良好な景観の保全・形成	市	
		日本遺産魅力発信推進事業 (事業内容) 日本遺産に認定された蒲生地区のPR推進 (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化 (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興	市・団体等	
		日本遺産活用事業 (事業内容) 日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」の周知と活用 (事業の必要性) 地域文化の振興 (事業の効果) 日本遺産の認知向上や日本遺産構成文化財の保存	市・団体等	
	企業誘致	企業立地促進事業 (事業内容) 企業立地に対する補助 (事業の必要性) 産業構造・産業基盤の強化 (事業の効果) 市内産業の活性化	市	
	その他	鳥獣被害防止活動事業 (事業内容) 箱わな、防護柵整備、有害鳥獣捕獲支援 (事業の必要性) 農林業の活性化 (事業の効果) 農林作物の被害防止	市鳥獣被害防止対策協議会	
		有害鳥獣捕獲事業 (事業内容) 有害鳥獣の捕獲・駆除の強化と防除対策 (事業の必要性) 農林業の活性化 (事業の効果) 農林作物の被害防止	市	

	(11) その他	畜産活性化事業 家畜輸送補助、空胎防除指導検診、子牛削蹄、牛異常産予防注射補助、パーネット投与事業、除角推進事業	市家畜衛生協議会	
		優良牛保留事業 優良牛保留	市	
		畜産施設等整備事業 堆肥舎畜舎施設整備補助	市	
		水産振興一般管理費 公園施設維持管理・放流事業	市	
		多面的機能支払交付金事業 288ha	市	
		活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金 被覆施設の整備等に対する補助	生産組合	

4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
蒲生地区全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業など	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記2、3の計画のとおり

5 公共施設等総合管理計画との整合

始良市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

住民の求める情報は、多様化を続け、それを媒介する手段として、インターネットが主流となっている。官と民において、ブロードバンド※による情報通信基盤の整備を進めてきた結果、インターネット等環境は改善されつつある。

また、スマートフォン等の普及や情報通信技術の進歩は、住民の生活形態まで変化させ、独居の高齢者の安否確認の手段や災害時の緊急連絡用に活用することが期待されているため、携帯電話等の不感地域の解消は、大きな課題となっている。

光ファイバ※などの固定通信サービスやスマートフォン等の移動通信サービスを利用した多様な情報通信環境の住民ニーズが高まる一方で、こうしたデジタル関連に不慣れな方などの個人間格差や多様な情報通信環境を利用できない地域などの地域間格差が広がることも懸念される。

これらの格差を解消し、情報通信技術の利活用能力の育成と、地域での情報通信技術利活用の支援を行うことで、地域主体のまちづくりや新たな交流が加速することも期待される。また、従来の広報紙・回覧・防災行政無線放送に加えて、電子メールによる情報伝達や、SNS※やホームページによる情報提供を行いつつ、情報通信技術を活用した官民サービスの高度化や光ファイバ※や5G※など通信環境の高速化を支える情報通信基盤の構築に努めていく必要がある。

共聴組合が所有する辺地共聴施設（テレビ共同受信施設）の老朽化等による改修等の必要が生じてきている。

2 その対策

全ての住民が情報発信と情報収集を制約されることなく、情報通信技術の恩恵を受けられるよう、補助金等を活用して、高度な情報通信基盤の整備を推進する。

また、携帯電話等の不感地域の解消、また、携帯電話等無線通信事業者によって異なる通信サービス提供エリアの解消など、利用に関する不均衡を緩和するため、引き続き、県を通じて、携帯電話等無線通信事業者に対し設備投資の促進を要望していく。

※ブロードバンド：広い（ブロード）帯域（バンド）のことを意味し、光回線、ケーブルインターネット等の高速・超高速通信を可能とする通信回線をさす

※光ファイバ：超高速ブロードバンド

※SNS：Social-Networking-Serviceの略称で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供するインターネット上の会員制サービスの一種

※5G：4Gを発展させた「超高速」だけでなく、身の回りのあらゆる機器が（モノ）がつながる「多数接続」や遠隔地においてもロボット等の操作をスムーズに行うことができる「超低遅延」といった新たな機能を持つ次世代の移動通信システム

蒲生地区においても、ICT※・IoT※・AI※等の技術を活用し、Society5.0※の実現に向けた取組を推進する。

また、高齢化等により、迅速なコミュニティ情報伝達が困難な状況を解消するため、紙媒体による情報伝達を補完するデジタル簡易無線放送設備等の整備を図る。

さらに、機器等の老朽化等により、受信障害を起こした辺地共聴施設(テレビ共同受信施設)について、改修等を行う共聴組合を支援する。

※ICT：Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと

※IoT：Internet of Things の略称で、モノがインターネットを通じて接続され、通信や監視を可能とする仕組みのこと。

※AI：Artificial Intelligence の略。人工知能（人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの）

※Society5.0：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間社会のこととて、狩猟、農耕、工業、情報社会に続く新たな第5世代として、第5期科学技術計画にて提唱された

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設	ブロードバンドゼロ地域解消事業 補助事業者が光ファイバ、ADSL及びケーブルインターネット等の高速・超高速通信環境を整備するために行う施設・設備の整備を補助する。	市	
	その他の情報化のための施設	地域コミュニティ情報伝達設備整備事業 デジタル簡易無線放送施設の整備	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	辺地共聴施設改修支援事業 (事業内容) 老朽化等により放送受信障害を起こした施設の改修等を行う共聴組合を支援する。 (事業の必要性) 地域における対策の推進 (事業の効果) 集落の維持	共聴組合	

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

(1) 県道

蒲生地区内を通る県道は、8路線あり、このうち主要地方道は4路線で川内加治木線(宮之城加治木線)、鹿児島蒲生線は整備済みとなっているが、川内加治木線(宮之城加治木線)については、今後局部的な2次改良や歩道設置が必要な箇所がある。

主要地方道伊集院蒲生溝辺線は、武家屋敷地区に計画されていたこともあり、計画区間の大部分が未着手となっていたが、蒲生工区(1期工区)については、令和元年12月19日に開通しており、引き続き蒲生工区(2期工区)の早期整備に向けて整備促進に努める必要がある。

蒲生地区市街地から米丸、漆地区を経由して、祁答院地区へ抜ける道路である一般県道浦蒲生線、下手山田帖佐線は、幅員が狭小でカーブが連続しており、車両の通行に支障をきたしている。そのため、過疎化が進行する漆地区にとっては、当路線は活性化のシンボルの事業であることから、早期改良について強い要望がある。

なお、鹿児島市と伊佐市間の道路整備を目的として沿線4市1町で構成する鹿児島・大口幹線道路整備促進期成会が平成14年2月に結成されており、今後、関係市町一体となって整備促進に努める必要がある。

(2) 市道

蒲生地区内における市道は、令和3年4月1日現在、総路線数215路線、実延長150,983mである。

これを種別に分類すると、1級市道13路線、実延長21,288m、2級市道12路線、実延長35,268m、その他市道190路線、実延長94,427mとなっている。

市道の整備状況は、改良率77.0%、舗装率95.5%となっており、幹線道路は比較的整備されているが全体としてはまだ整備を進める必要がある。

特に整備の遅れていた集落内道路や集落間道路を数年前から重点的に整備を進めているが未整備の箇所もあり、今後引き続き整備を図る必要がある。

橋りょうについては、前後の道路は整備済みであるが、未改良箇所が残っており改修が必要である。また、橋りょうの長寿命化*修繕計画に基づき、計画的かつ予防的に修繕することで橋りょうの長寿命化*を図る必要がある。

※長寿命化：施設や設備のライフサイクルの延長だけでなく、戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、費用の低減や平準化を図ること

(3) 農道

蒲生地区内における農道の整備は、基盤整備地区を主に行っているが、基盤整備が進まない地区は未整備の農道があるため、県営事業や団体営事業等地域の実情に応じた事業の導入を検討し、計画的に整備していく必要がある。

また、未整備地区において、補助事業により整備できない地区については、市単独農道及び農業用施設整備事業や多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払制度等により整備を行う必要がある。

(4) 林道

蒲生地区内における林道は、森林の総合的かつ合理的な管理経営のための基幹施設であり、令和3年4月1日現在、林道19路線、延長32,840mである。

舗装延長は、改良中の3路線を含め19路線で、改良後28,684m、87.3%となる。残りの砂利道については、災害の未然防止、林業生産の活性化のため、今後、計画的な事業の導入による整備を進める必要がある。

(5) 河川・砂防

2級河川の中で、蒲生地区市街地中心部を貫流する前郷川については、市街地部分の改修は進んでいる。一方、別府川は一部未改修で、河川に近接した道路が河川の増水により交通不能となる箇所があるため整備の必要がある。

また、流水を阻害している河川敷内の寄洲、中洲の除去や、山林の一部を河川の浸食から保護するための対策が必要な箇所もある。

さらに、土石流危険渓流や急傾斜地にある危険住宅を災害から守るため、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等の導入が必要である。

(6) 交通機関

蒲生地区の交通機関は、定期路線バス、予約型乗合タクシー※、巡回バスの3系統により運行がなされている。

課題としては、地域住民の高齢化や利用者の分布が年々変化しつつあるため、停留所の設置場所や設置数についても検討を要する状況となっている。

道路交通法の改正等で高齢者が運転免許証を自主的に返還するケースがあり、そのような方の移動手段としての公共交通の確保が必要である。

また、地域住民の高齢化とともに住民の地域的ニーズバランスに変化があり、バスの利用者が減少傾向にあるため、効率的なバスの運行を念頭に現状を分析し、運行経路や運行形態を検討する必要がある。

※予約型乗合タクシー：需要があったときに運行する公共交通で、タクシー型の車両により、利用者は乗合により利用する

2 その対策

(1) 県道

交通量の多い、主要地方道川内加治木線(宮之城加治木線)の局部的な2次改良や歩道の整備を要望し、通学生や歩行者の安全に努める。

空港へのアクセス道路である主要地方道伊集院蒲生溝辺線については、日常生活の利便性向上や安全で快適な生活空間を確保するためにも、引き続き、県に対し整備促進の要望を行っていく。一般県道小山田川田蒲生線、一般県道山之口真黒線についても、大山地区などの過疎地域の活性化に重要な事業であることから、同様に早急な整備の要望を行っていく。

一般県道蒲蒲生線及び一般県道下手山田帖佐線の整備についても今後、関係市町一体となって整備促進の要望を行っていく。

(2) 市道

市道については、地域住民の生活道路として重要な役割を担っており計画的な整備促進を図る。

蒲生地区内の1・2級市道の幹線道路の整備から、今後は、市としての一体化を推進する意味でも、始良地域とを結ぶ連絡道路の整備を中心に集落間道路等の整備も引き続き実施する。

さらに、舗装補修・側溝整備の維持補修の推進を図るとともに、道路清掃等は、地域と協働して住民と一体となった取組を模索し、新たな生活道路維持の在り方を検討する必要がある。

橋りょうについては、橋周辺の土地利用の状況、費用対効果や利用頻度等を勘案しながら、橋りょう長寿命化^{*}修繕計画に基づき整備を図る。

(3) 農道

農道及び集落道は、農業生産はもとより地域住民の生活環境の向上を図る上でも重要な役割を果たしているため、長期計画や管理計画等の整備計画に基づき、地域に合った事業を推進し、農村環境の整備を図る。また、農道の軽微な補修や機能保全等は、地域と協働して住民と一体となった取組の多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度等を活用し、新たな農道の維持管理の在り方を推進する必要がある。

(4) 林道

林道は、森林整備等諸経費の節減効果を図る。

^{*}長寿命化：施設や設備のライフサイクルの延長だけでなく、戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、費用の低減や平準化を図ること

(5) 河川・砂防

自然環境を保全しつつ災害から市民の生命・財産を守るため周辺環境と調和した工法による別府川、前郷川の河川改修を要望するとともに、流れを阻害している寄洲等の除去を要望する。

また、河川愛護を地域住民に呼びかけ、河川の浄化及び清掃に努めるとともに、水と親しむ場としての環境の整備に努める。

さらに、急傾斜地にある集落を災害から守るために、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業の防災工事等の導入を積極的に推進する。

(6) 交通機関

バスの運行は、高齢者・通勤・通学者にとって必要不可欠な交通手段であり、地域住民の重要な交通機関である。

現在の巡回バスや予約型乗合タクシー※の運行を含め、必要に応じて運行形態等の見直しを行い、ニーズにあったシステムの構築を図る。

※予約型乗合タクシー：需要があったときに運行する公共交通で、タクシー型の車両により、利用者は乗合により利用する

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	宮島・下久徳線 改良 L=140m、舗装 L=140m、W=8.5m	市	
		迫上線 改良 L=198m、舗装 L=198m、W=4.0m	市	
		佐山中福良線 改良 L=400m、舗装 L=400m、W=6.0m	市	
		奥之宇都線 改良 L=200m、舗装 L=1500m W=8.5m	市	
		井ヶ屋線 改良 L=210m、舗装 L=210m、W=5.0m	市	
		久末北線 舗装 L=140m、W=7.0m	市	
		久末薄原線 舗装側溝 L=600m、W=4.0m	市	
		北中線 改良 L=230m、舗装 L=230m、W=6.0m	市	
		柊野線 改良 L=760m、舗装 L=760m、W=6.5m	市	
		竜城線 改良 L=50m、W=5.0m	市	
		新留線 改良 L=161.5m、W=8.25m	市	
		青敷線 舗装側溝 L=840m、W=3.0～4.0m	市	
		市道維持工事 側溝改修工事 路面補修工事 防護柵等 安全施設工事・測量設計	市	
	橋りょう	橋りょう補修・修繕 補修、修繕工事・測量設計	市	
		白男橋 L=50m、W=8.0m	市	

	(3) 林道	瀬戸平山線 新設 2工区 L=360m、W=4.0m	県	
		瀬戸平山1号支線 新設 L=300m、W=3.5m	県	
		瀬戸平山3号支線 新設 L=370m、W=3.5m	県	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業 (事業内容) 蒲生地区巡回バス運行事業 (事業の必要性) バス交通の維持 (事業の効果) 市内移動手段の確保	市	
		予約型乗合タクシー運行事業 (事業の内容) 蒲生地区予約型乗合タクシー 運行事業 (事業の必要性) 交通手段の確保 (事業の効果) 買い物や通院等の支援	市	
	(10) その他	急傾斜地崩壊対策事業 工事、地区負担金	県	

4 公共施設等総合管理計画との整合

始良市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本的な考え方、類似施設ごとの基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

(1) 水道施設

蒲生地区は、上水道区域のほか旧簡易水道等の漆地区、西浦地区及び新留地区を給水区域としている。

上水道区域の水源は、主に米丸・青敷岳からの湧水を利用しているが、季節により湧水量に変動があることから、渇水対策として新たな水源の確保が望まれていたため、新たに辺田水源を補助水源として設置した。それに対して、旧簡易水道等の区域では、井戸水等を水源として給水しており、これらの水源は、水質に不安がある上、渇水期の影響を受けやすく、生活様式の多様化に伴う水量不足が生じている。

配水管などの施設整備については、現在まで継続して老朽管の更新を行っているが、法定耐用年数を迎える老朽管も多く存在している。

また、旧簡易水道の施設では、大雨や台風など災害時に電線の断裂等により停電が起き安定した給水ができていないため、災害対策等も重要な課題となっている。

(2) 生活排水対策

家庭等から排出される生活雑排水は、水路、農業用排水路、河川等に排出され、下流域の水田かんがい用水にも利用されているため、今後も単独処理浄化槽※から合併処理浄化槽※への転換を含め、生活環境の保全及び河川・水路等の水質保全に努める必要がある。

(3) 環境衛生(ごみ、し尿等処理)

廃棄物の処理方法は法令や条例で定められており、市民や事業者は適正な処理を行うことが義務づけられているが、不法投棄や野外焼却などの問題が発生している。

ごみの不法投棄は、自然環境や生活環境に大きな影響を及ぼすため、防止対策・監視活動を行うとともに県や関係機関と連携した対策を進める必要がある。

家庭ごみについては、排出方法が統一され分別収集の徹底も図られつつあるが、あいら清掃センター等の施設設備の延命化のため、今後ごみ減量化に向けた取組を継続しなければならない。

なお、し尿処理については、合併処理浄化槽※の設置推進を引き続き図る必要がある。

※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽のこと

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽

(4) 消防

蒲生地区は地質の大部分がシラスであり、地形も急斜面が多いなどの自然的条件から台風や豪雨等に弱く、災害発生 の 頻度も高い傾向にある。

蒲生地区の消防の体制は、常備消防として蒲生分遣所があり、消防車 2 台(水槽付消防ポンプ自動車・小型ポンプ付積載車)、救急車 1 台が配備され、非常備消防として 5 分団の消防団が設置され、136 人の団員(副団長 1 人含む)が所属している。消防団員については、地域防災力の維持・確保の観点から多岐にわたり団員募集を行っているが、少子高齢化及びサラリーマン化などの社会状況の変化で入団促進が図られていない。また、蒲生地区の消防団車庫には、詰所機能及びトイレ等が整備されておらず消防活動に専念出来る環境整備が求められている。

消防水利施設は、市街地を中心に消火栓189か所、防火水槽95か所が設置されているが、上場地区は、十分な整備がされておらず、また自然水利も不便な状況であることから、防火水槽等の増設が必要である。

救急搬送の状況は、高齢化率が高いため、急病の発生が多い傾向にある。

(5) 防災

災害時の危険な場所からの迅速な避難を図るため、降雨情報収集分析装置等を活用し、防災行政無線等を通じて住民へ迅速かつ正確な情報提供を目指す。

大字白男の松生集落が川内原子力発電所から半径30 k m圏内に位置していることから、原子力災害対策指針及び地域防災計画に基づき、平成25年10月に原子力災害避難計画を策定した。さらに、複合災害等を考慮した実効性のある避難計画とするため、平成26年 6 月と平成28年12月に一部を改正した。

(6) 防犯

蒲生地区における犯罪は、窃盗犯や粗暴犯の犯罪が発生しており、犯罪を抑止するためには住民の防犯意識の向上、自主防犯活動の促進を図りながら、犯罪のない明るい社会環境をつくり、住みよい安全・安心なまちづくりを目指す必要がある。

(7) 住宅

蒲生地区内には、公営住宅等310戸、市営単独住宅等73戸ある。その中には耐用年数を過ぎた住宅も一部あり、公営住宅等長寿命化[※]計画に基づき、戸別改善及び維持管理を計画的に行う必要がある。

(8) 交通安全

交通事故については、県内及び始良市内ともに減少傾向にあるものの、全交通事故死者のうち高齢者の占める割合が依然として高く、蒲生地区においても高齢者に対する交通安全対策が必要である。

※長寿命化：施設や設備のライフサイクルの延長だけでなく、戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、費用の低減や平準化を図ること

通学路については、歩道がない箇所や道路幅員が狭い箇所が多く、また、道路整備による交通量の増加が著しい路線があるため定期的に危険箇所点検を実施し対策を講じる必要がある。

今後、交通事故・死亡事故ゼロを目指して、道路環境の改善や交通安全施設の設置・交通安全教育の推進等、市民一体となった取組を展開し、安全・安心なまちづくりを目指す必要がある。

2 その対策

(1) 水道施設

市民の安全・安心で快適な暮らしを守るために安全な水を安定的に供給する必要がある。そのため、法定耐用年数を超えた老朽管については、計画的な更新に努める。また、停電対策として、現在までに設置に至っていない自家用発電機の設置を計画的に進める。地震、災害等により蒲生の主水源である湧水の確保が困難になった場合の水量確保の対策が必要であるが、蒲生地区は、地層の構造上、始良地区・加治木地区のような深層地下水の確保ができないため、始良地域(青葉台系)の水量を配水する等の対策を図る。

(2) 生活排水対策

生活雑排水対策については、各家庭での取組が最も重要なことから、日常生活で実行できることについて住民へ広報・啓発を行い、水質改善に努める。

また、生活雑排水の汚濁負荷削減のため、単独処理浄化槽[※]からの転換を含めた補助制度の活用を図りながら合併処理浄化槽[※]設置の普及推進に努める。

今後も地域性に即した生活排水対策推進計画の見直しや、水質の現状把握と水質改善に努める。

(3) 環境衛生(ごみ、し尿等処理)

不法投棄防止に係る啓発やパトロールを継続するとともに、関係機関との連携により不法投棄や野外焼却の防止を図る。

家庭から出るごみについては、今後も資源物分別収集の周知・徹底を図り、ごみの減量化と循環型社会[※]の確立に努める。

(4) 消防

常備消防の機能を十分に活用し、消防・救急業務の充実を図りながら、資器材、装備品の整備、強化や施設の充実を推進する。

※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽のこと

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽

※循環型社会：製品等が循環的な利用により、廃棄されることが抑制されることで、天然資源の消費を抑制し、循環への負荷が少ない社会

消防団の活動が円滑に行われるよう、継続して消防団員確保につながるよう処遇等の改善に努めるとともに、年次計画により消防ポンプ車・積載車・小型動力ポンプやその他資器材等の整備及び更新の充実、強化に努める。

消防団詰所等は、団員が災害時において、活動に専念でき、かつ、地域防災の拠点施設としての機能維持を目的とした計画的整備を図る。

消防水利は、現在の整備状況を鑑み、年次計画を定め、消火栓、防火水槽の整備強化に努めるとともに、大規模災害を想定し、耐震性貯水槽等の確保を図る。

(5) 防災

災害発生時における災害情報や避難情報を住民への確に行うため、防災行政無線や様々な情報伝達手段を活用する。

高齢者など避難行動要支援者の避難体制の確立を図るとともに、自主防災組織の育成や災害危険箇所の把握、点検、情報提供を行う。

また、避難所等の案内板等を設置し、避難場所の周知を図る。

原子力災害避難計画の実効性を高めるため、避難訓練等を実施する。

(6) 防犯

犯罪のない住みよい安全・安心なまちづくりのため、市・市民・事業者等が、「自らの安全は自らで守る」自助と「地域の安全は地域で守る」という基本認識の下、それぞれの役割を担い、連携・協働で取り組む。

市民自らの手による地域安全パトロール活動の積極的な推進、また、住民の防犯意識の向上と自主防犯活動の促進を図るため、警察等の関係機関との連携を図り、防犯教室等の開催やあらゆる機会を活用し防犯広報を行う。

さらに防犯灯のLED化を推進し、明るいまちづくりによる安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図っていく。

(7) 住宅

地域内の小学校の維持存続、地域活性化のため若者の定住の推進、空き家等の流通を図るため、空き家等の賃貸等の情報をインターネット等により発信する。また、危険な空き家については、助成等を行い解体の促進を図る。

市営住宅等の維持管理、運営、建設については、民間の資金、経営力及び技術力を活用する指定管理制度の導入検討や借上げ型市営住宅の建設を推進する。また、長寿命化*計画に基づき、生活圏を考慮しながら近隣団地との統廃合や耐用年数を経過した住宅の用途廃止を図り、発生した剰余地及び用途廃止後の跡地については、行政需要や地域の実情によりその活用を検討していく。

さらにがけ地や急傾斜地にある危険住宅の移転、住宅の耐震化については、補助等により引き続き促進を図っていく。

※長寿命化：施設や設備のライフサイクルの延長だけでなく、戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、費用の低減や平準化を図ること

(8) 交通安全

家庭・職場・学校・地域が一体となり、園児、小中学生、老人クラブ等を対象にした交通安全意識向上の啓発を図るための交通安全教育の推進、道路の拡幅・改良や突角部屈曲部の改良等の道路環境の整備や道路表示・ガードレール・反射鏡等の交通安全施設の整備の充実、交通事故多発地点等の危険個所の点検等を関係機関・団体等と連携・協力し、交通事故の防止に努めていく。

また、運転者対策として、セーフティー・サポートカーの普及や運転免許証返納の促進、歩行者対策として、夜行反射板の普及促進や交通安全教室への参加促進、児童生徒の安全な通学対策として、始良市通学路安全プログラムに基づき、関係機関等の連携を密にして、通学路の安全確保を図る。

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	配水管整備事業 配水管布設工事、布設替工事	市	
		施設整備事業 施設設備・その他工事	市	
		旧簡易水道の維持補修事業 旧簡易水道の維持・補修	市	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設 その他	農業集落排水施設整備事業 農業集落排水施設の整備	市	
		合併処理浄化槽設置整備事業 合併処理浄化槽の設置	市	
		生活排水対策推進事業 水質分析・解析	市	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 小型動力ポンプ、消防用車両購入	市	
		高規格救急自動車整備事業 高規格救急自動車更新	市	
		防火水槽設置事業 防火水槽設置工事	市	
		非常備消防施設維持管理事業 分団車庫、車両等の整備	市	

	(6) 公営住宅	市営住宅の営繕 維持・補修・用途廃止後の解体	市	
	(7) 過疎持続的発展特別事業 生活	木造住宅耐震改修等促進事業 (事業内容) 木造住宅の耐震改修の補助や 危険ブロック塀等の撤去の支援 (事業の必要性) 安全・安心な生活環境の 形成 (事業の効果) 住宅等の耐震化の促進	市	
		塵芥収集事業 (事業内容) 塵芥の収集 (事業の必要性) 良好な生活環境の維持 (事業の効果) ごみ収集による良好な生活 環境の形成	市	
	(8) その他	交通安全施設整備事業 カーブミラー設置、防護柵設置	市	
		がけ地近接等危険住宅移転事業 危険住宅の移転	市	
		粗大ごみ収集・処理事業 粗大ゴミの収集・処理	市	
		宅地造成事業 宅地の造成・分譲	土地 開発 公社	

4 公共施設等総合管理計画との整合

水道施設については、始良市公共施設等総合管理計画の類似施設ごとの管理に関する基本的な方針、消防施設及び市営住宅は、公共施設再配置基本計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

(1) 児童福祉

蒲生地区における15歳未満の児童の人口の割合は、幼保一体化をはじめとした諸政策について一定の効果が表れたものの、その後は横ばいの状況となっている。

しかし、依然として少子化や核家族化が進行しており、地域との関わりの希薄化などにより、家庭における子育て力が低下している。このため、従来の子育てと仕事との両立支援に加え、子育てについて包括的に相談、サポートできる体制を継続していく必要がある。

蒲生地区では、蒲生幼稚園、蒲生保育所の公立2園で幼児教育と保育事業を実施していたが、幼稚園舎が築24年、保育所園舎が築28年と施設の老朽化が進んだこと、また、少子高齢化社会、核家族化の進行、働く女性の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、保護者の幼児教育・保育に対する要望が多様化し、特に保育所においては乳幼児保育等低年齢児に対する保育の要望が年々増加していた。

そこで、平成19年4月1日から幼児教育・保育の充実と一元化を図るために、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち地域の子育て支援も行う施設として、幼保連携型認定子ども園「大楠ちびっ子園」を運営し、令和4年度からは民間移管する。

「どの子どもも平等に教育・保育を受ける」という教育の機会均等の理念と幼児期は生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要な時期であるとの認識のもとに、次代の社会を担う子どもを安心して生み育て、子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会を実現するための取組を推進している。

(2) 高齢者福祉

急速な高齢化と人口減少傾向に伴い、福祉に対する住民のニーズは増大し、かつ、内容も多様化してきている。

とりわけ、介護を要する高齢者や、何らかの生活支援が必要な、いわゆる虚弱な高齢者の増加が著しく、介護問題が顕在化してきている。

住民基本台帳によると、令和3年4月1日現在、蒲生地区の人口6,182人のうち65歳以上の高齢者は2,542人で、高齢化率は41.1%となっており、高齢化率の上昇に伴い、介護保険制度による認定者率も増加の傾向にある。

このようなことから、被保険者の心身の状況や、その置かれている環境などに応じて、被保険者の選択に基づく適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮することが重要である。

これからは、要介護認定者・要支援認定者の重度化防止及び認定者以外の後期高齢者を対象とした介護予防施策が重要となってくる。

高齢者に対する福祉施策は、地域包括ケアシステム※の推進につながる介護予防や就労、地域貢献活動などの社会参加にシフトしつつある。

さらに、今後は、始良市第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の基本理念でもある「高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられるまち」を目指して、生きがい、就労の促進や健康づくりを通じて元気な高齢者を増やし、幅広い世代が地域の支え手として活躍できるように地域の支えあいを推進する。

(3) 障がい者福祉

本市における身体障がい、知的障がい、精神障がいの各障害者手帳所持者数は、平成29年度と令和2年度それぞれの年度の手帳所持者数を合計し比較すると増加している。また、障害の重度化や障がい者のご家族が高齢期を迎えるなど、障がい者を取り巻く状況は変化してきている。

このような中、ノーマライゼーション※の理念の浸透とともに、生活の質※の向上、自己実現、社会参加に対する意識が高まってきていることから、今後障がい者福祉に対するニーズは、ますます多様化していくことが推測され、これまで以上に総合的な支援策が必要とされている。

(4) 母子・父子家庭福祉、低所得福祉

母子・父子家庭福祉は、児童扶養手当法の改正により、従来、母子家庭の母及び養育者を児童扶養手当の支給対象としていたが、父子家庭の父もその支給対象となった。

しかしながら、依然として支給対象の世帯は、教育や就業等の面において制限されることが多く、自立を容易としない理由のひとつとなっている。今後は、これらの世帯の社会的・経済的な自立を図るため、民生委員や児童委員と連携してそれぞれの家庭の実情に応じた生活相談や指導など支援活動に努める必要がある。

令和3年4月1日現在の市域全体における生活保護率は、12.52‰に対し、蒲生地区は15.52‰となっており、保護率は市全域よりも高い状況にある。長引く経済不況や依然厳しい雇用情勢、年金額の少ない高齢者等からの保護申請の状況等により、早期の好転を望むことはできない。

被保護世帯については、生活保護法に定める扶助のほか、自立助長を目的とした援助や指導を行っているが、同様に、低所得者世帯も増加している。今後は生活困窮者自立支援法の活用により、関係機関等との連携のもと、実態を把握し、生活困難に陥った場合には適正な生活保護を適用するなど生活保護の適切な運用に努めるとともに、相談や指導等の充実により生活が困難となった要因の解消、軽減に努めるなど低所得者の自立も図る必要がある。

※地域包括ケアシステム：重度な要介護になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者はもちろん、子ども、女性等を含めたすべての人が、家庭や地域とともに暮らし、普通の生活を送ることができる社会をつくるという考え方のこと

※生活の質：Quality Of Life の略称で、一人一人の人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことで、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをもとに尺度としてとらえる概念

(5) 介護保険

介護保険制度が目的としている地域包括ケアの充実に努め、できるだけ多くの方が在宅での自立した生活が可能となるように在宅サービスと施設サービスのバランスに配慮した基盤整備を進める必要がある。

このためにも、自立支援を目的とした効果的なサービスの提供が必要であり、その基盤づくりと利用しやすい環境の整備を図る必要がある。

また、介護保険制度は、施行から22年目を迎え、利用者の増加に見られるように定着しつつあるものの、その一方で、提供されるサービスが高齢者の自立支援に効果として繋がらなければならないため、介護サービスの質の向上が求められている。

そこで、今後は「提供されているサービス内容の適正化」と「介護費用の適正化」の両面から給付費の適正化に取り組む必要がある。

(6) 保健・健康増進

成人保健については、高齢化率の進行や社会情勢の変化に伴い、がんや脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病の増加等による医療費や介護報酬等の伸びが大きな課題となっている。そのため、健康寿命[※]の延伸や生活の質[※]の向上を図るとともに、市民一人ひとりが主体的に生活習慣病の発症予防、重症化予防など健康づくりに取り組む必要がある。

母子保健については、少子化や核家族化、夫婦共働きなどの育児環境変化に伴い、育児不安や精神的ストレスを抱える妊産婦が増加している。今後、安心して子どもを産み育てる環境づくりをすすめるとともに、母子の健康の保持・増進のために、各期に応じた切れ目のない支援対策を講じる必要がある。

2 その対策

(1) 児童福祉

蒲生地区において、保護者の子育てに対する不安の解消と児童の健全育成を図るため、子育てに関する相談や助言、親子で交流できる場の充実に努めるとともに、各種制度の周知や情報提供に努める。

認定こども園での幼保一体を生かした保育内容や、就業形態の多様化、子育てに対する様々なニーズに対応すべく、延長保育などの各種保育サービスの充実に努めるとともに、引き続き待機児童の解消に努める。

(2) 高齢者福祉

蒲生地区は、今後の高齢化に対応するため、各種施設の維持管理とともに、誰もが住み慣れた地域で、できる限り長く生活ができるようにするため、見守り体制等の生活支援体制整備に努める。

※健康寿命：人の寿命において「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」

※生活の質：Quality Of Life の略称で、一人一人の人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことで、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念

具体的には、介護予防・生活支援体制整備事業において、高齢者ニーズの把握に努めながら、校区コミュニティ協議会※とともに、民生委員、在宅福祉アドバイザーを中心とする地域ケア体制の充実を図る中で、地域住民による高齢者支援を目的としたボランティアポイント制度の活用による支えあいや、地域の中の様々な介護事業所・店舗等との連携から生まれる地域に根付いたサービスの開発を目指す。

また、シルバー人材センター等における高齢者の就労機会の確保や学校教育や生涯学習等との連携による高齢者の活躍する場づくりなど高齢者の経験・知識を生かした活動を推進する。

(3) 障がい者福祉

蒲生地区において障がい者の自立を支援するため、「始良市障がい福祉計画」、「始良市障がい児福祉計画」に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアシステム※の構築に努める。

また、ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がい者(児)の社会参加を支援する体制づくりに努め、障害の種類や支援区分に応じた訓練や日常生活における援助を行うとともに、事業所や関係機関との連携を強化し、雇用の促進にも努める。

さらに、障害の早期発見や発達障害に関する理解を深めるために、医療機関や教育機関などとの連携を強化し、療育に対する支援体制の整備に努めるとともに、市民一人ひとりが障がい者(児)に対して正しい認識を持って共生できるように啓発活動を行う。

(4) 母子・父子家庭福祉、低所得福祉

蒲生地区の母子・父子福祉については、対象世帯の自立を促進するために民生委員や児童委員等と連携し、これらの世帯の実情を把握しながら生活相談や関係機関へのつなぎに努める。

また、生活の安定と健康の保持を図るため、児童扶養手当制度、医療費助成制度による支援を行い、母子家庭及び父子家庭においては、母子父子寡婦福祉資金、高等職業訓練促進費給付事業や自立支援教育訓練給付金支給事業等の援助資金制度の周知と利用促進など経済的な支援の充実に努める。

蒲生地区の生活保護等低所得世帯の生活の安定を図るため、生活実態を的確に把握し生活保護の適切な運用に努める。また、関係機関等との連携により相談指導体制の充実に努めるとともに、生活福祉資金等各種貸付制度の効果的活用や職業訓練就業機会の確保に努める。

※校区コミュニティ協議会：小学校区を単位としたコミュニティ組織で、始良市内全17校区に設置されている

※地域包括ケアシステム：重度な要介護になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者はもちろん、子ども、女性等を含めたすべての人が、家庭や地域とともに暮らし、普通の生活を送ることができる社会をつくるという考え方のこと

(5) 介護保険

蒲生地区において、高齢者が必要な介護保険サービスを確実に受けられるように情報提供や相談体制の充実を図る。

また、質の高いサービスの提供とともに、適正な給付が実施されるように介護認定の更なる適正化、介護サービスの評価体制や事業のチェック機能の充実を図る。

介護保険制度の普及促進については、「地域包括ケア」の理念に沿って地域支援事業や介護保険サービスが活用されるように、制度の普及と理解促進を図る。

保険者機能の強化については、介護サービスの質の向上及び適正な実施のための取組を支援し、「提供されているサービス内容の適正化」と「介護費用の適正化」の両面から給付費の適正化を図る。

介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアマネジメントの充実については、適切なケアマネジメント業務が行われるように地域の支援体制などの環境整備を支援し、介護の質の向上を図る。

(6) 保健・健康増進

健康増進事業の実施を通して、市民が疾病の早期発見や早期治療、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組み、健康の保持・増進が実現できるよう、各種健(検)診や健康相談、健康教室等の充実を図る。

また、母子保健事業では、妊娠期から出産・育児期まで切れ目ない健康支援と育児支援により子どもの健やかな発育・発達や保護者の不安軽減を図るため、各種健(検)診や健康相談、健康教室等の充実を図る。

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センタ	蒲生高齢者福祉センター維持管理事業 施設等の改修・修繕	市	
	その他	蒲生高齢者福祉住宅維持管理事業 施設等の改修・修繕	市	
		蒲生竹細工等作業所維持管理事業 施設等の改修・修繕	市	

	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業 (事業内容)課税世帯の中学生以下及び非 課税世帯の高校生以下にかかる医療費助 成 (事業の必要性)子育て環境の充実 (事業の効果)保護者の日常生活における 負担軽減	市	
	高齢者・障害者福祉	敬老祝金支給事業 (事業内容)満 88 歳、99 歳、100 歳以上の 高齢者に対する祝金 (事業の必要性)高齢者の生きがいがづくり (事業の効果)高齢者の自立支援及び負担 軽減	市	
		配食サービス事業 (事業内容)在宅の高齢者等が健康で自立 した生活を送ることができるよう、配食 サービス等を提供 (事業の必要性)高齢者福祉の向上 (事業の効果)高齢者の日常生活における 負担軽減	市	
		健康・長寿支援チケット交付事業 (事業内容)高齢者が住み慣れた地域にお いて、いつまでも生きがいを持ち、安心か つ健康に暮らせるよう支援するため、健 康・長寿支援チケットを交付 (事業の必要性)高齢者の生きがいがづくり (事業の効果)高齢者の心身のリフレッシュに寄与	市	
		ねたきり老人等出張理美容サービス事業 (事業内容)概ね 65 歳以上の在宅で寝たき り状態又は老人性認知症の要介護者に対 し、衛生的で快適な在宅生活を維持する ためのサービス (事業の必要性)尊厳ある暮らしの支援、 支え合いのしくみづくり (事業の効果)高齢者の在宅生活継続のた めの環境づくり	市	

		高齢者等くらし安心ネットワーク事業 (事業内容) 在宅福祉アドバイザーによる見守り訪問 (事業の必要性) 地域包括ケアの促進 (事業の効果) 高齢者の在宅生活継続のための環境づくり	市	
		合同金婚式事業 (事業内容) 結婚50年を迎えた夫婦に記念品を贈呈 (事業の必要性) 高齢者の生きがいづくり (事業の効果) 高齢者の心身のリフレッシュに寄与	市	
		老人福祉車助成事業 (事業内容) 足腰の弱い高齢者に対する手押し車の購入助成 (事業の必要性) 高齢者の社会参加と生きがいづくり (事業の効果) 高齢者の生活継続のための環境づくり	市	
		緊急通報体制等整備事業 (事業内容) 高齢者等が、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう緊急通報装置を貸与し、在宅生活を支援 (事業の必要性) 地域包括ケアの推進 (事業の効果) 高齢者の在宅生活継続のための環境づくり	市	
		生活管理指導短期宿泊事業 (事業内容) 生活習慣の欠如、一時的に体調不良となった高齢者、高齢者虐待による一時保護を目的とするショートステイ (事業の必要性) 尊厳ある暮らしの支援、支え合いのしくみづくり (事業の効果) 居宅において単独で生活することに不安のある人への支援	市	

	その他	高齢者地域支え合いグループポイント事業 (事業内容) 5人以上のグループで活動した実績に対してポイントを与え、商品券を交付する。 (事業の必要性) 地域包括ケアの推進 (事業の効果) 高齢者グループが主体的に行う地域活動の増加	市	
	(9) その他	老人福祉施設入所措置事業 老人等の福祉増進事業	市	
		高齢者クラブ育成事業 市老連及び14単位老人クラブ助成事業	市	
		軽度生活支援事業 高齢者等の軽度生活支援事業	市	
		地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業	市	
		地域支援事業 地域包括的支援事業(任意事業・配食サービス事業等)	市	
		介護予防支援事業所運営事業 介護予防サービス事業	市	
		障害者自立支援給付事業 障害福祉サービス	市	
		障害者地域生活支援事業 身障者(児)の福祉の増進	市	
		障害児通所支援事業 障害児の療育の推進	市	
		身体障害者補装具給付事業 身障者等の福祉増進	市	
		重度心身障害者医療費助成事業 医療費助成	市	
		障害者自立支援医療給付事業 医療費助成	市	
		身体障害者温泉保養券交付事業 身体障害者の福祉の増進	市	
		児童手当事業 児童の健全育成	市	

		多子世帯保育料軽減事業 第3子以降の入所児童の保育料軽減	市	
		放課後児童健全育成事業 小学生の放課後保育	市	
		ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭等の医療費助成	市	
		妊産婦等・乳幼児健康診査事業 妊産婦及び乳幼児健康診査、妊婦歯周病 検診、新生児聴覚検査	市	
		健康増進事業 各種健(検)診、健康教育、健康相談等	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

始良市公共施設等総合管理計画の公共施設再配置基本計画の基本方針及び類似施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第8 医療の確保

1 現況と問題点

令和2年12月31日現在で、蒲生地区には、診療所3、老人施設診療所1、歯科診療所2、保険薬局3の医療機関がある。しかし、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等については、専門の診療施設がないため、市内の始良地区や加治木地区及び鹿児島市の医療機関を利用せざるを得ない現状にある。

また、始良市における休日・夜間の医療体制については、始良地区医師会の理解と協力により、在宅当番医制及び二次救急医療病院群輪番制が実施されている。さらに、霧島市立医師会医療センターと鹿児島市夜間急病センターが、夜間初期救急医療を担っている。今後は、高齢化や過疎化にも対応が必要である。

なお、歯科の救急医療については、始良地区歯科医師会の協力により口腔保健センター(霧島市溝辺町)が運営されている。

2 その対策

休日・夜間の在宅当番医制や二次救急医療病院群輪番制を維持・継続しながら、さらなる救急医療体制の充実のために、始良地区医師会等との協力・連携を図る。

第9 教育の振興

1 現況と問題点

(1) 学校教育

①幼児教育

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、健康な体・正しい社会性・知的好奇心・正しい言語生活の導入・豊かな情操など、それぞれの芽生えをよい環境の中で育てていくことが重要であるが、基本的生活習慣の未定着・自制心や規範意識の希薄化・コミュニケーション力の低下などが課題として挙げられる。このようなことから、子育てに関する不安感や負担感が増しており、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められている。

②学校教育

蒲生地区には、小学校3校、中学校及び高等学校各1校(いずれも公立)がある。平成27年12月1日に大山小学校、令和2年9月1日に新留小学校がそれぞれ廃校となり、現在、小学校3校のうち2校が複式学級[※]の小規模校であり、児童生徒数の推移をみると、小学校は横ばい、中学校も各年度増減はあるが横ばいである。

小規模校では、地域の特性や地域に根付く伝統芸能を生かした教育活動に取り組むなど、地域と一体となった特色ある教育活動を展開している。また、学習指導要領[※]の趣旨を生かし、「生きる力」の育成を目指し、学校・家庭・地域社会の連携を深めながら、教育活動の改善・充実に努めている。今後も、学校の役割と責任を果たしながら、家庭、地域、地域社会との協働により教育の充実を図っていく必要がある。

学校施設については、建設後50年以上経過した施設が多く存在しており、全体的に老朽化・機能低下が進行している状態である。

学校給食では、昭和49年に蒲生地区内の小中学校への提供を目的に学校給食センターを開設した。平成14年4月には、施設の老朽化等により、新たな施設を建設し、現在、大楠ちびっ子園を加えた、1園、3小学校、1中学校に、1日あたり、およそ700食を提供している。その施設も、築後18年が経過しており、施設の老朽化への対策や設備の更新時期を迎えている。

(2) 社会教育

①青少年教育

青少年教育については、蒲生地区には、地域で子どもを育てる教育的な風土があり、子ども会活動や地域塾など、様々な年代の大人が関わり、地域の特色を生かした多様な活動が実施されている。

※複式学級：2つ以上の学年で構成される学級のこと

※学習指導要領：全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法により定められた教育課程を編成する際の基準

しかし、子どもの減少に伴い、既存団体の活動が停滞し、存続不能となる可能性も危惧される。地域社会は、子どもたちが教育的風土の中で伝統を学び、異年齢間の交流や体験活動を通して、豊かな人間性や社会性を育み、心身の成長を遂げる場として、重要な役割を果たすことが求められている。

②成人教育

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で、重要な役割を果たすものである。しかし、核家族化・少子化など家庭を取り巻く環境が複雑化し、子育てに関する悩みも多様化している一方で、子育てに関する悩みを相談できる人や場所が少なく、子育てに不安を抱いている保護者も見られる。家庭の教育力の向上を目指した研修機会の提供や保護者の悩みをサポートする支援体制の確立など、様々なニーズに応じた支援の拡充が求められている。小・中学校においては、年間を通して家庭教育学級を開設している。

また、女性教育については、女性の資質向上を図るため「あやめ学級」を開設している。学級生数は年々減少傾向にあり、ニーズに応じた学習内容の充実を図る必要がある。また、「かもろ女性の会」の会員も、環境問題、高齢者問題、青少年問題等に積極的に取り組んでいる。

さらに高齢者教育として、「ゆずり葉学級」を開設し、高齢者の生き方、知識、教養、ふれあい活動、健康づくりなど多様な学習の場を設定し、学習したことが生活に生かされ、一人ひとりが楽しく充実した生活ができるように取り組んでいる。

今後は、学びを提供するとともに、高齢者の交流の場としても機能することが求められている。

③生涯学習

近年、生活水準の向上や余暇時間の増大、市民の学習意欲の向上、さらには、情報化や国際化の進展による学習意識の多様化により、自ら進んで学習を選択できる環境の設定が必要とされている。学校教育だけでは得ることのできない知識・技術の習得や体験活動の場など、「いつでも・どこでも・だれでも」取り組める多種多様な生涯学習の場の提供が望まれている。

蒲生地区では、公民館等において生涯学習講座や成人学級等が開催されている。また、地区内には、公民館併設の図書室が1か所、移動図書館車のステーションが5か所、巡回文庫実施箇所が1か所ある。

市民の学習意欲は今後ますます高まってくると考えられることから、いつでも、どこでも学べる環境の整備を図る必要がある。

(3) 市民スポーツ

近年、情報化社会の進展や生活の利便性向上など、市民の生活様式が大きく変化した。市民の身体活動が減少するとともに、精神的なストレスが増大するなど、大きな影響が生じる中、余暇時間、自由時間の拡大は、市民の意識や価値観が仕事中心

から生活重視へと変化し、精神的な豊かさを求める傾向が高まり、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりなどスポーツに対するニーズは多様化してきている。

さらに、市民のスポーツ活動は、行政や各種競技団体が進めるスポーツ活動以外に、一人ひとりが自分の努力により健康・体力を維持しようという意識が高まり、多種多様な広がりを見せている。

蒲生地区では、社会体育施設や学校体育施設を拠点に、スポーツ推進委員や各種団体などと相互連携しながら、市民誰もが気軽に親しむことができ、生涯を通じて継続的にスポーツに親しむことができる環境の整備を図る必要がある。

2 その対策

(1) 学校教育

①幼児教育

蒲生地区の幼児教育については、地域の特色を生かした教育を進めるとともに、地域における子育て支援を行う機能についても充実を図る。

②学校教育

蒲生地区の学校教育は、地域の特性を生かし、魅力ある学校経営を充実し、教育内容の多様化に対応した指導方法改善の推進を図る。

児童生徒の学校生活に即した登下校手段の整備に努める。

また、地域の人材活用や各種団体等との連携を進めながら、豊かな自然・文化・産業を生かした特色ある学校教育を進める。特に、小規模校については、小規模校同士の集合学習に取り組み、多様な考えにふれる機会の創出と相互の交流を深めるとともに、山村留学[※]や特認校制度[※]の推進を図る。

なお、教育施設については、令和2年度に策定した始良市学校施設等長寿命化[※]計画に基づき整備を進める。

蒲生学校給食センターは、今後も蒲生地区内の小中学校へ安全・安心な学校給食を提供していかなければならないことから、施設の老朽化対策を施しながら、長寿命化[※]を図るとともに、大型の厨房機器についても、年次的に更新を図っていく。

(2) 社会教育

①青少年教育

豊かな人間性や社会性を育み、心身の成長を遂げるための場として、県内外における研修機会の拡充、地域住民との協働による学校外活動の充実を図る。

※山村留学：過疎化が進んでいる地域の学校などが、都会などに住む子どもたちを受け入れ、学校教育の振興や地域の活性化を図ることを目的として、市町村、学校及び地域が主体となって実施する制度

※特認校制度：自然環境に恵まれた小規模の学校で、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者・児童の希望がある場合に、通学状況や生活指導面等を教育的な配慮の上、一定の条件の下に、市内に住んでいる児童が、通学区域に関わりなく、入学（転学）できる制度のこと

※長寿命化：施設や設備のライフサイクルの延長だけでなく、戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、費用の低減や平準化を図ること

②成人教育

家庭教育については、小・中学校において開設している家庭教育学級を通じて保護者の悩み解消や家庭の教育力向上のサポートなど様々なニーズに応じた支援を行っていく。

また、女性教育については、学級生数が年々減少傾向にあるため、ニーズに応じた学習内容の充実を図り、女性としての資質の向上に努めていく。

さらに高齢者教育においては、「ゆずり葉学級」を通じて、高齢者の生き方、知識、教養、ふれあい活動、健康づくりなど多様な学習の場を引き続き提供する一方で、高齢者の交流の場としての機能充実を図っていく。

③生涯学習

各種教室・講座を実施するとともに、学習内容の拡充を図る。また、住民のニーズに対応できる生涯学習事業を推進し、公民館等の利用促進を図る。そのため、必要に応じて蒲生公民館等の整備・改修を図っていく。

また、蒲生公民館図書室においては、図書館システムを活用しながら、中央図書館、加治木図書館と連携し、図書館資料の提供、図書館サービスの充実を図るとともに、図書館機能については、今後新たに整備する複合庁舎において充実を図っていく。

(3) 市民スポーツ

蒲生地区の市民スポーツは、社会体育施設や学校体育施設の利用促進を図ると同時に、スポーツ推進委員や各種団体と連携を図り、生涯を通じて継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進める。また、蒲生体育館は、2023年の特別国民体育大会かごしま国体バスケットボールの会場となることを契機に、スポーツイベント等を積極的に展開するとともに、各種競技スポーツに対応できるよう施設の更新・充実に努める。

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小学校外壁改修事業 外壁改修工事	市	
		中学校外壁改修事業 外壁改修工事	市	
		小学校屋上防水事業 屋上防水工事	市	

	屋外運動場	中学校屋上防水事業 屋上防水工事	市	
		小学校校舎 LED 化施設整備事業 LED 化工事	市	
		中学校校舎 LED 化施設整備事業 LED 化工事	市	
		小学校体育館施設整備事業 小学校体育館外壁改修工事	市	
		中学校体育館施設整備事業 中学校体育館外壁改修工事	市	
		小学校体育館 LED 化施設整備事業 LED 化工事	市	
		中学校体育館 LED 化施設整備事業 LED 化工事	市	
	水泳プール	小学校プール循環配管改修事業 循環配管改修工事	市	
		中学校プール循環配管改修事業 循環配管改修工事	市	
	教職員住宅	教職員住宅施設整備事業 教職員住宅建替工事	市	
	給食施設	蒲生学校給食センター長寿命化対策事業 給食施設・設備・配送車等更新	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 体育施設	蒲生公民館施設整備事業 空調改修工事	市	
		スポーツ環境整備事業 体育施設整備	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	遠距離通学児童補助事業 (事業内容)市内の小学校に通う児童のうち、学校の統合等に伴い遠距離から通学することとなった児童に対する通学費の支給 (事業の必要性)教育機会の確保 (事業の効果)児童の登校手段の確保	市	

		遠距離通学生徒補助事業 (事業内容)市内の中学校に通う生徒のうち、学校の統合等に伴い遠距離から通学することとなった生徒に対する通学費の支給 (事業の必要性)教育機会の確保 (事業の効果)児童の登校手段の確保	市	
--	--	--	---	--

4 公共施設等総合管理計画との整合

始良市公共施設等総合管理計画の公共施設再配置基本計画の基本方針及び類似施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第 10 集落の整備

1 現況と問題点

蒲生地区の地域活性化のために、地域の住民、自治会組織及び各種団体等並びに行政が協働して、それぞれが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要である。

しかし、地域によっては高齢化により、長年続けられてきた自治会の行事等を継続することも困難な状況となってきた。さらに、地域活性化の中心となるべき小学校が、子どもの減少により廃校となっている地域がある。

地域のやる気が、行動へと転化していかないもどかしさを、地域自体が感じ、体力のなさを自認している状況である。

そのため、従来の補助金による支援だけでなく、地域組織の見直しや人による支援により、地域組織のリーダーの負担を軽減し、また、地域活動の動機付けをするなどの支援を行う必要もある。

今後、住民座談会やワークショップ[※]等の開催など、住民の主体的活動の中で、地域社会の連帯感を高めるとともに、それぞれの地区の環境、景観、地域特性や抱えている課題等を点検し直し、地域を支える若者を中心とする人口増対策を推進し、ゆとりある快適な居住環境の形成に努める必要がある。

2 その対策

蒲生地区の小学校区を単位とした地域組織である「校区コミュニティ協議会[※]」をはじめ、自治会活動等との連携を図り、集落施設等の整備を図る。

集落の維持のためには、若者等の定住促進、U I J ターン[※]希望者の受入れのための空き家対策や、自然環境に恵まれた地域の魅力を全国的に発信するなど、ハード・ソフト両面での対策を講じる。

また、急傾斜地等の危険個所の解消やがけ地近接等危険住宅の安全地域への移転、携帯電話の不感地帯の解消、辺地共聴施設（テレビ共同受信施設）の改修等に対して支援を行うなど生活環境の整備を図る。

さらに、地域で抱える課題解決や地域活性化に向けた取組、その取組を次世代へ引き継ぐための地域リーダーを育成するため、住民、行政だけでなく、地域コミュニティやNPO[※]、企業などの「多様な主体」が連携・協力して「共生・協働による

※ワークショップ：参加者同士がアイデアを出し合い、意見交換を行いながら、提案として取りまとめる、意見集約のための手法のこと。いろいろな人と話をする中で、新たな視点や気づきが期待できる

※校区コミュニティ協議会：小学校区を単位としたコミュニティ組織で、始良市内全 17 校区に設置されている。

※U I J ターン：U ターン：地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻ることをいう

I ターン：出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から地方部に移り住むことをいう

J ターン：地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住することをいう

※NPO：Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

まちづくり」が必要である。そのため、ボランティア団体やNPO※等の活動への支援や、市内や蒲生地区内など地域に在住する人材が積極的に参画できる環境づくりを推進するなど誰でもまちづくりに参加することができる体制を図っていく。

小学校が廃校となっている地域においては、地域住民等の意見を踏まえ、活用を図る。

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	校区コミュニティ協議会支援事業 (事業内容) 校区コミュニティ協議会の運営について必要な経費を補助 (事業の必要性) 地域における対策の推進 (事業の効果) 地域コミュニティの活性化	市	
		自治会等活動支援事業 (事業内容) 地域社会づくりを目的とした事業を自主的かつ主体的に行う自治会活動に対する交付金 (事業の必要性) 自治会における対策の推進 (事業の効果) 地域コミュニティの活性化	市	
	(3) その他	集会施設等整備事業 集会施設等の整備・補修	市・自治組織	
		放送設備等整備事業 放送設備等の整備・補修	市・自治組織	

※NPO：Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

4 公共施設等総合管理計画との整合

始良市公共施設等総合管理計画の公共施設再配置基本計画の基本方針及び類似施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第 11 地域文化の振興等

1 現況と問題点

蒲生文化協会や多様な生涯学習の活動を通じて、地域における芸術文化の振興を目指して、蒲生文化祭をはじめ、様々な芸術文化活動を実践している。

また、蒲生地区の文化財は、国指定2件、県指定6件、市指定16件がある。地区住民に文化財保護の思想が浸透するように啓発等に努めることはもちろんのこと、地区内に残る文化財の歴史的意味についても観光施設に掲示したり、案内板を設置したりするなど、観光客だけでなく地区住民にも分かりやすく知らせていく必要がある。

また、国特別天然記念物※「蒲生のクス」は、重要な文化遺産として、今後も保護増殖に努めていく必要がある。

蒲生地区に伝わる「郷土伝統芸能」は、9つの保存会により継承されている。

2 その対策

蒲生地区の地域文化の振興等については、芸術文化の振興、文化財保護の啓発、郷土伝統芸能の保存・継承を図り、蒲生のクス、蒲生城跡や竜ヶ城磨崖一千梵字仏蹟などをはじめとする史跡・文化財等の保存・整備を図る。

また、日本遺産※「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」に認定された蒲生麓※の景観や文化財等を生かし、地域振興を図る。

※特別天然記念物：文化財保護法により学術上の価値が高く特に重要なものとして指定されているもの

※日本遺産：各地域の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定し、ストーリーを語る上で欠かせない、魅力ある有形・無形の様々な文化財を総合的に活用し、情報発信を行うことなどにより、地域活性化を図ろうとするもの

※蒲生麓：江戸時代、薩摩藩が武士集落として築いた武家屋敷群を「麓」と呼び、蒲生地区は9つの馬場と3つの小路からなる町割である

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	蒲生のクス保護増殖事業 (事業内容) 蒲生のクス(国の特別天然記念物)保護増殖事業の推進 (事業の必要性) 国の特別天然記念物の保存 (事業の効果) 文化財保護の浸透	市	

第 12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 現況と問題点

再生可能エネルギー※を利用することで、温室効果ガスの削減、エネルギー自給率の向上、非常時のエネルギーの確保、地域資源の活用や雇用の創出による地域活性化など多岐にわたるメリットがあり、持続可能な社会の実現に向けて再生可能エネルギー※を有効活用していくことが求められている。

蒲生地区では、平成26年度に始良市温泉センター「くすの湯」において、薪を燃料とする木質バイオマス※ボイラーを導入し、市内の間伐材の利活用の推進を図っている。

2 その対策

木質バイオマス※をはじめ再生可能エネルギー※の利活用拡大の推進を目指した「始良市地域エネルギービジョン」や関連する他の施策と連携しながら再生可能エネルギー※の利活用を推進する。

3 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギー利用	薪ストーブ等導入事業 (事業内容)薪ストーブ・薪ボイラー設置に補助し、地域の自然特性を活かした再生可能エネルギーを推進することで地域内循環の推進、集落の維持・活性化を図る。 (事業の必要性)地球温暖化の対策 (事業の効果)温室効果ガス排出量の削減	市	

※再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことで、温室効果ガスを排出しないこと、国内で生産ができるという特徴がある

※バイオマス：化石燃料を除いた、再生可能な生物由来の有機性資源（バイオマス：Biomass）のこと

第 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

蒲生地区が持続的発展をしていくためには、人口の減少を食い止め、地域を活性化させることが重要で、旧過疎法において、ソフト事業の導入により、過疎債の対象事業の汎用性が広がり、市民生活の暮らしやすさの改善に講じてきたが、現実的には、蒲生地区の人口は減少を続けており、過疎化の傾向は止まっていない。

2 その対策

過疎地域持続的発展の原動力である移住・定住を図るため、豊かな自然を活かした産業の振興、雇用機会増加のための企業誘致の推進、U I J ターン*者などの受入を促進するため、空き家等を活用した取り組みや情報提供の充実を図る。

蒲生総合支所は、様々な行政課題や新たな行政需要への対応、行政組織及び行政機能を集約・整理することで本庁方式へ移行することから、窓口機能等の充実を図りつつ、防災の拠点や交流・憩いの場として地域交流の役割を担う複合庁舎（蒲生ふれあいセンターや蒲生公民館図書室等の機能）として地域に根差した新庁舎建設を進めていく。

※U I J ターン：Uターン：地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻ることをいう

I ターン：出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から地方部に移り住むことをいう

J ターン：地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住することをいう。

3 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		過疎地域活性化推進事業 (事業内容) 団体等への事業実施補助 (事業の必要性) 過疎地域活性化への対策 (事業の効果) 過疎地域の活性化	市、団体等	
		蒲生総合支所庁舎等維持管理事業 庁舎施設等改修・修繕	市	
		蒲生複合新庁舎建設事業 庁舎建設	市	
		過疎地域振興基金 農業生産物の加工販売などの多角化の体制整備支援、地域医療の確保、住民の日常的な交通手段の確保、集落の維持、地域活性化及び高齢者等の生活支援等のための基金積立	市	

4 公共施設等総合管理計画との整合

始良市公共施設等総合管理計画の公共施設再配置基本計画の基本方針及び類似施設ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要なとなる事業を適切に実施する。

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業(再掲)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	ふるさと移住定住促進事業 (事業内容) 若年層の家屋の新築、購入又は増改築等に対する支援 (事業の必要性) 移住・定住の促進 (事業の効果) 移住・定住に係る住宅購入やリフォームの促進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		空き家リフォーム支援事業 (事業内容) 空き家リフォームに対する支援 (事業の必要性) 移住・定住の促進 (事業の効果) 空き家の利活用の促進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		空き家対策事業 (事業内容) 空き家解体費用等に対する助成 (事業の必要性) 移住・定住の促進 (事業の効果) 空き家の利活用の促進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		高等教育機関連携まちづくり推進事業 (事業内容) 高等教育機関の教育・研究活動や学生の活力を生かした地域課題の解決や地域の活性化 (事業の必要性) 地域課題の解決 (事業の効果) 関係人口増加による地域課題の解決促進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

		多様な働き方支援事業 (事業内容) テレワーク等の多様な働き方を推進し、移住を促進する (事業の必要性) 移住・定住の促進 (事業の効果) 多様な働き方の促進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	認定農業者支援事業 (事業内容) 共同利用機械購入補助 (事業の必要性) 農業の活性化 (事業の効果) 担い手の育成と確保	生産組合	当該施策の効果が将来に及ぶ
		竹林整備支援事業 (事業内容) 竹林資源の活用と竹林整備に対する補助 (事業の必要性) 林業の活性化 (事業の効果) 健全な森林の保全、林業経営の向上	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		新規就農者支援事業 (事業内容) 魅力的な農業環境を整え、就農促進を図るための新規就農者奨励金 (事業の必要性) 農業の活性化 (事業の効果) 担い手の育成と確保	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		農業・農村活性化推進施設等整備事業 (事業内容) 共同利用機械購入補助 (事業の必要性) 農業の活性化 (事業の効果) 担い手の育成と確保	農事組合 法人	当該施策の効果が将来に及ぶ

	商工業・6次産業化	商工会経営改善普及事業 （事業内容）経営管理・記帳指導等によりすぐれた経営主の育成 （事業の必要性）事業主や勤労者の技能向上 （事業の効果）中小企業を担う人材の養成	商工会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		商店街活性化対策事業 （事業内容）商工会が実施する事業等の補助 （事業の必要性）中心市街地等のにぎわいを創出 （事業の効果）商店街を中心とした商店振興	商工会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		商店街活性化対策事業 （事業内容）市商工業育成補給補助 （事業の必要性）中心市街地等のにぎわいを創出 （事業の効果）商店街を中心とした商店振興	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		商店街活性化対策事業 （事業内容）商店街活性化事業補助 （事業の必要性）中心市街地等のにぎわいを創出 （事業の効果）商店街を中心とした商店振興	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

	観光	チャレンジショップ事業 (事業内容) 市内の空き店舗の活用及び新しいビジネスに挑戦する創業者の育成支援を図るため、市内の空き店舗を活用して創業する者に対する補助 (事業の必要性) 中心市街地等のにぎわいを創出 (事業の効果) 商店街を中心とした商店振興	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		第6次産業推進事業 (事業内容) 農林水産業の振興を目的とし、地元農林水産物を使用した加工品の開発促進及び販売体制の整備 (事業の必要性) 農業の活性化 (事業の効果) 担い手の育成と確保	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		商工会夏祭り事業 (事業内容) 商工会が実施する事業の補助 (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化 (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興	商工会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		蒲生秋祭り事業 (事業内容) 日本一大楠どんと秋まつりの開催に関する補助 (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化 (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ

		武家屋敷・武家門の維持補修補助事業 (事業内容) 武家屋敷・武家門の維持補修に対する補助 (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化 (事業の効果) 良好な景観の保全・形成	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	企業誘致	日本遺産魅力発信推進事業 (事業内容) 日本遺産に認定された蒲生地区のPR推進 (事業の必要性) 交流人口や関係人口の増加による市内経済の活性化 (事業の効果) 市内外からの集客を通じた観光振興	市・団体等	当該施策の効果が将来に及ぶ
		日本遺産活用事業 (事業内容) 日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」の周知と活用 (事業の必要性) 地域文化の振興 (事業の効果) 日本遺産の認知向上や日本遺産構成文化財の保存	市・団体等	当該施策の効果が将来に及ぶ
		企業立地促進事業 (事業内容) 企業立地に対する補助 (事業の必要性) 産業構造・産業基盤の強化 (事業の効果) 市内産業の活性化	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

	その他	鳥獣被害防止活動事業 (事業内容) 箱わな、防護柵整備、有害鳥獣捕獲支援 (事業の必要性) 農林業の活性化 (事業の効果) 農林作物の被害防止	市鳥獣被害防止対策協議会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		有害鳥獣捕獲事業 (事業内容) 有害鳥獣の捕獲・駆除の強化と防除対策 (事業の必要性) 農林業の活性化 (事業の効果) 農林作物の被害防止	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	辺地共聴施設改修支援事業 (事業内容) 老朽化等により放送受信障害を起こした施設の改修等を行う共聴組合へ支援 (事業の必要性) 地域における対策の推進 (事業の効果) 集落の維持	共聴組合	当該施策の効果が将来に及ぶ
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業 (事業内容) 蒲生地区巡回バス運行事業 (事業の必要性) バス交通の維持 (事業の効果) 市内移動手段の確保	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		予約型乗合タクシー運行事業 (事業の内容) 蒲生地区予約型乗合タクシー運行事業 (事業の必要性) 交通手段の確保 (事業の効果) 買い物や通院等の支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

5 生活環境の整備	(7) 過疎持続的発展特別事業 生活	木造住宅耐震改修等促進事業 (事業内容) 木造住宅の耐震改修の補助や危険ブロック塀等の撤去の支援 (事業の必要性) 安全・安心な生活環境の形成 (事業の効果) 住宅等の耐震化の促進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	環境	塵芥収集事業 (事業内容) 塵芥の収集 (事業の必要性) 良好な生活環境の維持 (事業の効果) ごみ収集による良好な生活環境の形成	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業 (事業内容) 課税世帯の中学生以下及び非課税世帯の高校生以下にかかる医療費助成 (事業の必要性) 子育て環境の充実 (事業の効果) 保護者の日常生活における負担軽減	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	敬老祝金支給事業 (事業内容) 満 88 歳、99 歳、100 歳以上の高齢者に対する祝金 (事業の必要性) 高齢者の生きがいづくり (事業の効果) 高齢者の自立支援及び負担軽減	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

		配食サービス事業 (事業内容) 在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービス等を提供 (事業の必要性) 高齢者福祉の向上 (事業の効果) 高齢者の日常生活における負担軽減	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		健康・長寿支援チケット交付事業 (事業内容) 高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも生きがいを持ち、安心かつ健康に暮らせるよう支援するため、健康・長寿支援チケットを交付 (事業の必要性) 高齢者の生きがいづくり (事業の効果) 高齢者の心身のリフレッシュに寄与	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		ねたきり老人等出張理美容サービス事業 (事業内容) 概ね65歳以上の在宅で寝たきり状態又は老人性認知症の要介護者に対し、衛生的で快適な在宅生活を維持するためのサービス (事業の必要性) 尊厳ある暮らしの支援、支え合いのしくみづくり (事業の効果) 高齢者の在宅生活継続のための環境づくり	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

		高齢者等くらし安心ネットワーク事業 (事業内容) 在宅福祉アドバイザーによる見守り訪問 (事業の必要性) 地域包括ケアの促進 (事業の効果) 高齢者の在宅生活継続のための環境づくり	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		合同金婚式事業 (事業内容) 結婚 50 年を迎えた夫婦に記念品を贈呈 (事業の必要性) 高齢者の生きがいつくり (事業の効果) 高齢者の心身のリフレッシュに寄与	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		老人福祉車助成事業 (事業内容) 足腰の弱い高齢者に対する手押し車の購入助成 (事業の必要性) 高齢者の社会参加と生きがいつくり (事業の効果) 高齢者の生活継続のための環境づくり	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		緊急通報体制等整備事業 (事業内容) 高齢者等が、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう緊急通報装置を貸与し、在宅生活を支援 (事業の必要性) 地域包括ケアの推進 (事業の効果) 高齢者の在宅生活継続のための環境づくり	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

	その他	生活管理指導短期宿泊事業 (事業内容) 生活習慣の欠如、一時的に体調不良となった高齢者、高齢者虐待による一時保護を目的とするショートステイ (事業の必要性) 尊厳ある暮らしの支援、支え合いのしくみづくり (事業の効果) 居宅において単独で生活することに不安のある人への支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		高齢者地域支え合いグループポイント事業 (事業内容) 5人以上のグループで活動した実績に対してポイントを与え、商品券を交付する。 (事業の必要性) 地域包括ケアの推進 (事業の効果) 高齢者グループが主体的に行う地域活動の増加	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学児童補助事業 (事業内容) 市内の小学校に通う児童のうち、学校の統合等に伴い遠距離から通学することとなった児童に対する通学費の支給 (事業の必要性) 教育機会の確保 (事業の効果) 児童の登校手段の確保	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

		遠距離通学生徒補助事業 （事業内容）市内の中学校に通う生徒のうち、学校の統合等に伴い遠距離から通学することとなった生徒に対する通学費の支給 （事業の必要性）教育機会の確保 （事業の効果）児童の登校手段の確保	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
9 集落の整備	（２）過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	校区コミュニティ協議会支援事業 （事業内容）校区コミュニティ協議会の運営について必要な経費を補助 （事業の必要性）地域における対策の推進 （事業の効果）地域コミュニティの活性化	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		自治会等活動支援事業 （事業内容）地域社会づくりを目的とした事業を自主的かつ主体的に行う自治会活動に対する交付金 （事業の必要性）自治会における対策の推進 （事業の効果）地域コミュニティの活性化	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
10 地域文化の振興等	（２）過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	蒲生のクス保護増殖事業 （事業内容）蒲生のクス（国の特別天然記念物）保護増殖事業の推進 （事業の必要性）国の特別天然記念物の保存 （事業の効果）国の特別天然記念物の継承	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	薪ストーブ等導入事業 (事業内容) 薪ストーブ・薪ボイラー設置補助し、地域の自然特性を活かした再生可能エネルギーを推進することで、地域内循環の推進、集落の維持・活性化を図る。 (事業の必要性) 地球温暖化の対策 (事業の効果) 温室効果ガス排出量の削減	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		過疎地域活性化推進事業 (事業内容) 団体等への事業実施補助 (事業の必要性) 過疎地域活性化への対策 (事業の効果) 過疎地域の活性化	市、団体等	当該施策の効果が将来に及ぶ